# 総　務　企　画　委　員　会　記　録

## ＜第２号＞

令和８年第２回沖縄県議会（６月定例会）

令和８年７月３日（金曜日）

沖　縄　県　議　会

# 総　務　企　画　委　員　会　記　録＜第２号＞

## 開会の日時

年月日　　令和８年７月３日　金曜日
開　会　　午前10時０分
散　会　　午後４時55分

## 場　　所

第７委員会室

## 議　　題

１　甲第１号議案　令和８年度沖縄県一般会計補正予算（第１号）
２　甲第３号議案　令和８年度沖縄県一般会計補正予算（第２号）
３　乙第１号議案　沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例
４　乙第２号議案　沖縄県職員の給与に関する条例及び沖縄県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
５　乙第３号議案　地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
６　乙第４号議案　沖縄県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
７　乙第５号議案　沖縄県税条例の一部を改正する条例
８　乙第６号議案　沖縄県宿泊税条例の一部を改正する条例
９　乙第35号議案　沖縄県知事の給与の特例に関する条例
10　乙第27号議案　沖縄県人事委員会委員の選任について
11　乙第28号議案　沖縄県収用委員会委員及び予備委員の任命について
12　乙第29号議案　沖縄県公安委員会委員の任命について
13　乙第30号議案　沖縄県教育委員会委員の任命について
14　乙第31号議案　専決処分の承認について

15　乙第32号議案　専決処分の承認について
16　乙第33号議案　専決処分の承認について
17　乙第34号議案　専決処分の承認について
18　陳情令和７年第66号外９件

## 出 席 委 員

| | |
|---|---|
| 委　員　長 | 西　銘　啓史郎 |
| 副 委 員 長 | 高　橋　　真 |
| 委　　員 | 宮　里　洋　史 |
| 委　　員 | 徳　田　将　仁 |
| 委　　員 | 島　尻　忠　明 |
| 委　　員 | 呉　屋　　宏 |
| 委　　員 | 島　袋　　大 |
| 委　　員 | 幸　喜　　愛 |
| 委　　員 | 玉　城　健一郎 |
| 委　　員 | 大　田　　守 |
| 委　　員 | 仲宗根　　悟 |
| 委　　員 | 渡久地　　修 |
| 委　　員 | 当　山　勝　利 |

## 欠 席 委 員

なし

## 説明した者の職・氏名

| | |
|---|---|
| 総務部長 | 武　田　　真 |
| 人事課長 | 仲　村　卓　之 |
| 人事課班長 | 青　木　研　二 |
| 財政課長 | 大　湾　朝　貴 |
| 税務課長 | 呉　屋　陽　慈 |

| | |
|---|---|
| 環境部環境再生課長 | 横　田　恵次郎 |
| 生活福祉部長 | 真　鳥　裕　茂 |
| 保護・援護課長 | 宮　城　　石 |
| こども未来部こども家庭課主幹 | 大　平　　明 |
| 保健医療介護部医療政策課長 | 當　間　隆　治 |
| 保健医療介護部医療政策課北部医療センター・医師確保推進室長 | 上　原　　浩 |
| 保健医療介護部高齢者介護課長 | 喜　瀬　達　也 |
| 農林水産部園芸振興課長 | 浦　崎　直　也 |
| 農林水産部糖業農産課長 | 喜　納　幹　雄 |
| 農林水産部畜産課長 | 真喜志　　修 |
| 農林水産部森林管理課長 | 前　堂　　格 |
| 商工労働部産業振興統括監 | 嘉　数　　晃 |
| 商工労働部産業政策課班長 | 座　波　　航 |
| 商工労働部ものづくり振興課班長 | 下　地　　裕 |
| 商工労働部中小企業支援課長 | 金　村　禎　和 |
| 商工労働部企業立地推進課主幹 | 宮　城　康一郎 |
| 文化観光スポーツ部スポーツ振興課国スポ・全スポ準備室長 | 有　馬　壮一郎 |
| 土木建築部土木総務課班長 | 與　儀　泰　彦 |
| 土木建築部道路管理課沿道景観推進室長 | 大　城　宏　冶 |
| 土木建築部河川課班長 | 赤　嶺　博　康 |
| 土木建築部海岸防災課長 | 又　吉　一　誠 |
| 土木建築部海岸防災課班長 | 比　嘉　博　也 |
| 土木建築部建築指導課班長 | 與　座　嘉一郎 |
| 土木建築部住宅課班長 | 前　川　博　之 |
| 教育庁保健体育課長 | 遠　越　　学 |
| 警察本部監察課長 | 東　濵　貴　大 |

**○西銘啓史郎委員長**　ただいまから、総務企画委員会を開会いたします。

本日の説明員として、総務部長外関係部長等の出席を求めております。

まず初めに、甲第１号議案令和８年度沖縄県一般会計補正予算（第１号）を議題といたします。

ただいまの議案について、総務部長の説明を求めます。

武田真総務部長。

**○武田真総務部長**　本日もよろしくお願いいたします。

ただいま通知しました甲第１号議案につきまして、令和８年度一般会計補正予算第１号（案）説明資料によりその概要を御説明いたします。

１ページをお願いいたします。

今回の補正予算の考え方については、原油価格高騰の影響を受ける生活者や事業者に対する支援策等について、新たに予算措置が必要な経費等を計上するものでございます。

２の補正予算（案）の概要ですが、一般会計で158億7886万6000円の増額補正となっております。

その内訳は、１、国の令和７年度補正予算成立に伴い追加措置された事業に９億2714万9000円。

２の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金に145億7171万6000円。

３、その他に３億8000万1000円となっております。

２ページをお願いします。

今回の補正後の改予算額は9626億5886万6000円となります。

歳入内訳は、国庫支出金が28億2509万1000円、繰入金が10億9898万9000円、諸収入が119億4098万6000円、県債が1380万円となっております。

歳出につきましては後ほど御説明いたします。

３ページをお願いします。

３ページは、歳入歳出の財源内訳と、参考として令和８年度末財政調整基金残高見込額を記載しております。

４ページをお願いします。

４ページは、今回の補正額を部局別にまとめたものとなっております。

５ページをお願いいたします。

歳出内訳について、主な事業を御説明いたします。

１、国の令和７年度補正予算成立に伴い追加措置された事業として５ページから６ページまでの７事業を計上しております。

１番は周産期医療体制整備対策事業として、経営が厳しい医療機関の体制確保や施設整備・設備購入に対する補助に要する経費であります。

６ページをお願いします。

５番は介護事業所・施設等に対するサービス継続支援事業として、介護事業所等の食糧費や設備・備品の購入等に対する補助に要する経費であります。

６番は災害医療対策事業として、災害時に避難所等で活動を行うために必要な歯科用器具・器材等の購入に対する補助に要する経費となっております。

７ページをお願いします。

２、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金として、７ページから８ページまでの４事業を計上しております。

１番は離島航路の燃料サーチャージに対する離島住民等の負担軽減支援として、今般のさらなる燃料費高騰による同サーチャージの増額に対する追加の支援に要する経費となっております。

２番は葉たばこ用燃油緊急支援事業として、葉たばこ生産農家の乾燥施設で使用する燃油費の一部の補助に要する経費であります。

３番は電気・ＬＰガス価格高騰対策事業として、ＬＰガス受給契約者及び特別高圧受電契約者に対し、令和８年７月から９月までの３か月分の料金を緊急的に支援するために要する経費であります。

８ページをお願いします。

４番は県単融資事業費として、中東情勢の影響等を受けた中小企業者の資金繰り支援として、融資枠の拡大及び保証料補助を実施するために要する経費であります。

９ページをお願いします。

３、その他として３事業を計上しております。

１番は県営林道施設災害復旧事業費として、令和６年に被災した箇所の計画変更等に伴う増額に要する経費であります。

10ページをお願いします。

また、債務負担行為補正として、公営住宅建設費の追加及び県単融資制度損失補償の期間と限度額の変更を計上しております。

以上が、甲第１号議案令和８年度一般会計補正予算第１号（案）の概要となります。

次に、お手元の資料３を御覧ください。

こちらは、令和７年11月補正以降、２月補正及び令和８年当初予算において予算措置した、原油価格高騰・物価高対策事業に、今回の６月補正予算第１号及び第２号について計上している事業を追加して、取りまとめた資料となっております。

第１号補正分を赤字で、第２号補正分を青字で記載しております。

令和８年度一般会計補正予算第１号及び第２号を含めた６月補正予算対策事業の総額は、504億円で、その財源内訳は、国庫が233億9000万円、一般財源等が270億1000万円となっております。

資料３の２ページ以降には、支援分野ごとの各事業の概要等を記載しておりますので、後ほど御確認ください。

以上が、甲号議案の説明となります。
御審査のほど、よろしくお願いいたします。

**○西銘啓史郎委員長**　総務部長の説明は終わりました。
これより、甲第１号議案に対する質疑を行います。
なお、質疑に際しては委員自らタブレットの発表者となり、引用する資料の名称、ページ番号等をあらかじめ述べた上で該当するページを表示し、質疑を行うよう御協力をお願いいたします。
また、質疑・答弁に際しては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないよう簡潔に要点をまとめ、要領よく行い、円滑な委員会運営が図られるよう御協力をお願いいたします。
質疑はありませんか。
宮里洋史委員。

**○宮里洋史委員**　よろしくお願いいたします。
まず、６ページの７、スポーツ振興事業費の補正なんですけれども、これ現在の状況をお聞かせください。

**○遠越学保健体育課長**　部活動の地域展開の現状についてでありますが、将来にわたって子どもたちが継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保・充実するために、国においては、令和８年度から13年度までを改革の実行期間としておりまして、本県においても部活動の地域展開を推進しているところであります。
県教育委員会では現在、この部活動の地域展開におけるロードマップを作成しまして、各市町村に対して、令和９年度までに推進計画を策定するようにと促しているところであります。
なお、現在７市町村において、国の事業を活用し、地域クラブ活動の運営や、体制整備のためのコーディネーターの配置を行うなど、地域の実情に応じた形で、取組を行っているところであります。
県教育委員会としては、引き続き、各市町村へきめ細かな支援に努めてまいりたいというふうに考えております。

**○宮里洋史委員**　この部活動支援員など７市町村でやっているとのお話だったんですけれども、この部活動支援員は、例えば中体連の引率とか、そういったところまでできる指導員なのかをお聞かせください。

**○遠越学保健体育課長**　部活動指導員につきましては、21市町村で既に配置をしておりまして、教員に代わって大会の引率等もできるというようになっております。

**○宮里洋史委員**　次の質問に行きます。
　９ページ、２番なんですけれども、沖縄県幼児期の運動習慣定着促進事業。この概要の説明をお願いいたします。

**○有馬壮一郎スポーツ振興課国スポ・全スポ準備室長**　沖縄県幼児期の運動習慣定着促進事業の内容につきまして、御説明申し上げます。
　この事業の内容につきましては、幼児や保護者等を対象とした、幼児期における運動の重要性に関する情報の発信、運動遊びの体験イベント、保育施設における実証事業を行うものでございます。
　以上でございます。

**○宮里洋史委員**　それで、事業対象等においてなんですけれども、イベント実施、モデル園とか、委託事業者が出てくると思うんですけれど、どういったところを想定されているのかお聞かせください。

**○有馬壮一郎スポーツ振興課国スポ・全スポ準備室長**　事業者につきましては、企画提案公募により、選定委員会において決定したいというふうに考えてございます。
　想定といたしましては、保育園ですとか、幼稚園等に対してスポーツ指導員を派遣しているような企業や団体もございますので、そのようなところで関心を持っていただけるのではないかというふうに考えております。

**○宮里洋史委員**　最後の質問に行きます。
　同じページの３、監察費でありますけれども、この賠償金は、今後また議案に上がっていく内容と一緒だと思うんですけれど、令和４年に起きた警察官とのバイク接触の内容だと思うんですが、この賠償金の中身について教えてください。

**○東濵貴大監察課長**　お答えいたします。
　本件につきましては、令和４年の１月に発生しました警察官とオートバイに

乗っていた少年の接触事故に伴って、そこでその少年のほうに、一眼の失明を負わせてしまったという事案でございます。

これにつきましての損害賠償ということでございます。

内訳ですけれども、損害賠償金の総額が、9138万3793円のうち、相手方に支払う損害賠償金は8780万9310円です。

その内訳としまして、入院や通院に伴う交通費、入院雑費などの諸費用が19万353円、将来にわたって支出を要する義眼交換費用が377万円、負傷日から症状固定するまでの間の休業損害として169万338円、入通院及び後遺障害に対する慰謝料として1737万円、逸失利益が6478万8619円となっております。

以上です。

**○西銘啓史郎委員長**　ほかに質疑はありませんか。

大田守委員。

**○大田守委員**　すみません、６ページの北部基幹病院整備推進事業なんですけれど、２つの病院を１つにするということで聞いているんですけれど。北部病院の場合、産科問題、つまり産婦人科が開設されたり閉鎖されたり、いろいろあるんですが、この事業でしっかりと将来、その部分は大丈夫なんでしょうか。

**○上原浩医療政策課北部医療センター・医師確保推進室長**　令和２年７月の基本合意書において、北部医療センターの診療科目につきましては、両病院の現行の診療体制を維持することとしております。

現在、県立北部病院で診療を行っている産婦人科につきましても、同合意書に基づき、維持していく方針です。

以上です。

**○大田守委員**　ありがとうございます。

今、医療関係、看護師不足という形になっているんですけれど、その面は大丈夫なんでしょうか。

**○上原浩医療政策課北部医療センター・医師確保推進室長**　北部医療センターの件でお答えさせていただきます。

公立沖縄北部医療センターの令和10年度の開院に向け、看護師をはじめと

した医療従事者の確保は重要なものと認識しております。
現在、沖縄県北部医療財団を中心に、他県視察、北部医療地域、医療勉強会の開催、県立病院及び北部地区医師会病院の職員に対する転籍意向調査等に取り組んでいると聞いております。
県としましては、今後も関係団体と連携し医療人材の確保に取り組んでまいります。
以上です。

**○大田守委員**　分かりました。
毎年700名余りの看護師資格者が卒業するということを聞いているんですけれども、しっかりまたその方面は、人材を確保されてください。
お願いします。
以上です。

**○西銘啓史郎委員長**　ほかに質疑はありませんか。
徳田将仁委員。

**○徳田将仁委員**　まず７ページの２番、ここのところも少しお聞かせください。
この葉たばこ用燃油緊急支援事業ですけれど、この2400万円の予算というのは、まず平年並みの収穫量というのを前提に計算されたものなんですか。お聞かせください。

**○喜納幹雄糖業農産課長**　お答えします。
今回の予算については、平年並みの燃油の必要量から算出させていただいているということになります。

**○徳田将仁委員**　皆さんも御存じのとおり、今回の台風被害で、多分全体の収穫量というのはまた違うと思うんですね。
もしこれで激減した場合にですけれど、この予算というのは使い切れずに余ってしまうんですか。

**○喜納幹雄糖業農産課長**　葉たばこの収穫が４月から始まって大体６月ぐらいまでとなっております。
今回、大きな被害があったというところで、伊江島のほうの葉たばこがあっ

たんですけれど、それ以外にも宮古島市とか、別の地域では収穫が大分終わっていたりとか、そういったものがありますので、基本的には使えるとは思うんですけれど、やはり最終的に被害で、収穫できなかった分については、実際に使用していないというところになりますので、余る可能性もあるかと考えております。

**○徳田将仁委員**　余ってしまう可能性があるというところですよね。

今回、伊江島でも約７割ですか、もう通常の３割程度しか収穫ができないだろうという新聞報道でも見たんですけれど。そうだとしたら、平年並みの収穫量を想定しているんだったら、必ず余ってしまうのではないかなと僕は思ったので、お聞きしたんですけれど。そこでお聞きしたいんですけれど、この台風で全滅した農家さんには、多分この燃油補助というのは意味がなくなると思うんですよ。

補助として意味がなくなってしまうので、今回そういった農家さんに、この別枠の救済措置というのは、今回の補正予算と並行して何か手だてというのは考えていらっしゃるんですか。

**○喜納幹雄糖業農産課長**　台風の被害に対する支援というところになりますけれど、県のほうでは台風というのは常時、毎年来るものということを前提に、事前の備えとして農業保険の加入を促進させていただいております。

そういった意味で、葉たばこ農家さん大体８割ぐらいは、農業保険に加入させていただいておりますし、またそういったものの利用を周知するということと、ＪＴさんのほうでも、こういった気象災害があった場合に、助成事業があるというふうに伺っておりまして、そちらからも助成があるものというふうに考えております。

**○徳田将仁委員**　県として、何かの予算措置というのは今のところ考えがあるのか、それともないのかだけお聞かせください。

**○喜納幹雄糖業農産課長**　今のところは先ほど話した収入保険等の取組のほうをさせていただいておりますので、特に今回の補正では、予算を計上しているものではございません。

**○徳田将仁委員**　でも、そういったところもしっかり並行で考えていってほしいなというところは、提言しておきたいなと思います。

次のページ８ページの番号４番、県単融資事業費の中でお聞きしたいんですけれど、今回この中東情勢の影響を受けた中小企業はとても多いと思うんですね。

その中で、だからこの重点支援交付金というのが出ていると思うんですよ。

僕はこのナフサ不足の観点からちょっとお聞きしたいんですけれど、例えば塗装業なんですけれど、塗装業はこの融資を今こうやってあるよと言われたとしても、肝腎の今塗料が買えないんですよ、材料が買えていない状況。

それでは、もう事業が今再開できないという業者もいっぱいあるんですね。

その中で、この２番のセーフティネット資金の部分の売上原価率増加というのももちろんありがたいと思うんですよ。でも材料を買えないから、そもそも売上げがないんですね。だから、この今県がやろうとしているこの支援策というのは、現在の実情に合っているのかなというところをお聞きしたいんですけれど、そしてまたその議論というのが出たのかお聞かせください。

**○金村禎和中小企業支援課長**　まず、県が実施をした中東情勢に関する実態調査というのがございますけれど、それについてちょっと申し上げさせていただきますと、中東情勢による事業活動の影響について、現在影響が出ていると回答した事業者は67.9％、今後懸念されると回答した事業者は26.2％となっております。合わせますと９割以上が影響を認識している状況にあるという結果となっております。

それから、県への要望事項というものについても確認をしているんですが、融資枠の確保など資金繰り支援が上位となっている状況にあります。

そのため県としては、中東情勢の影響を受け、この売上げが減少するなどの収益が圧迫される中小企業者の資金繰りを支援するため、今回の補正において中小企業セーフティネット資金の融資枠を拡大するということと、それから保証料の補助を行うとともに、売上原価率等が上昇している事業者を融資対象に追加するなど、資金調達の円滑化を図ることとしているというところでございます。

以上です。

**○徳田将仁委員**　僕先ほども言ったんですけれど、塗装業に関してなんですが、それ以外のところももちろんそうなんですけれど、仕事はあるんですね、皆さん。いろいろな建築でも次の仕事は詰まっている。だけど材料がない。だから売上げがない。

この状況で融資制度があると言われても、これは意味がないのかなというと

ころで、僕、質問しているんですよ。

今回の目的が県内中小企業の資金繰り支援にかかる経費というところであるのなら、やはりそこら辺は中小企業が今持ちこたえていただくというところの支援策を考えるべきだったんじゃないかなというところで、再度質問したいと思います。

**○嘉数晃産業振興統括監**　先ほど、中小企業支援課長からも話あったんですけれど、要望実態調査の中では、資金繰りというところの支援が欲しいという、やはり企業さんの御要望が非常に多いというところがあって、こういった県単融資という制度をしっかり整えて、中小企業の資金繰り運営、経営に関してまずサポートしたいというのが１つあります。

資材の不足というのは、塗装業も含めて建設業、またほかの業種も、あらゆる業種が不足しているというところがあって、国のほうにおいては、原料不足というところの目詰まりが起きないように、窓口を設置して、情報収集しているというところがまず１つあります。

県のほうにおいては、相談窓口を様々なところに設置して、総合事務局のほうにもございます。沖縄県のほうとしては、産業振興公社の中に、中小企業支援センターという相談窓口があったり、国のほうでよろず支援拠点、あと中小基盤整備機構が国のほうで設置されています。あと金融公庫、また一番事業者に近いのは商工会議所と商工会だと思うんですけれど、そこにも窓口を設置して、まず事業者さんの困り事を拾い上げて、まずそこで相談をしっかり聞いて、そこからどうやって対応していくかというところを、しっかり整備して、きめ細やかに今の困っているところを対応していきたいというところで、資材不足に関しては、まずそういった相談窓口でしっかり対応させていただきたいと考えております。

**○徳田将仁委員**　今回はこの県単融資事業に限っての事業なので、なかなか質問として、僕本当はもっともっと言いたいことがあるんですけれど。結局は、国がどういったとしても、県がどういったとしても、物があって、それが高くなれば、それに融資すればいい。

物がない状態というところを助けるためには、これにそぐわないよねという話なので、もう今、皆さんが思っている以上に……。多分、今皆さんがヒアリングしたところは、ある程度大きな会社とかだと思うんですね、何とか組合とか、何とか協会とか、大きい会社は確かに物が届いたりもするんですよ。

でも今の中小企業でいったら、小規模、本当に個人事業でやっている人たち

は全く買えませんからね。もう全くですよ。

だから僕の知り合いでも、例えば、10名雇っています。その中で２人分の仕事しかありません。材料がありません。８名はずっと遊ばしています。もう仕事を今解散したところもあります。これが落ち着いたら、またみんないつか戻ってきてくれないかというところもあります。

だから、なかなか皆さん本当に、このナフサ不足の危機感というのは伝わっていないのかなというのが、今心配なんですね。

それで今質問しているんですけれど、これ第２号にも僕、またこの質問がありますので、そのときにやりたいと思います。

以上です。

**○西銘啓史郎委員長**　ほかに質疑はありませんか。

仲宗根悟委員。

**○仲宗根悟委員**　よろしくお願いします。

９ページの県営林道施設災害復旧事業のほう。

３路線、今回補正増額したいと、これまで現場の状況が変更したことで発生して、この計画変更に伴う補正ということなんですが、これまで補修を一昨年のこの台風、あるいは豪雨、それで崩落されてその箇所を直すというような内容だと思うんですけれども、僕は補修続けてきて足りなくなったので補正がしたいというようなことなのかなと思っているんですが、それで間違いないですか。

**○前堂格森林管理課長**　お答えします。

今回の補正は、委員おっしゃられた３路線、箇所数で４か所ですね、１路線につきましては、契約済みの箇所で、それは工事中に途中で発生した崩落であるとか、亀裂の発見だとかで増額が必要になったもの。

それから残りの３か所については、今年度当初予算でやる予定だった箇所が、委員おっしゃったその崩落箇所の詳細な設計を行ったところ、仮設道路が必要であったりとか、そういった理由でまた増額の予算が必要になったということで、今回補正として上げさせていただいているものとなっております。

**○仲宗根悟委員**　３か月前なんですが、３月の中旬ごろに僕、ヤンバルの林道どんな状態なのか見させていただきました。

そこで、佐手与那線ですか。ここはものすごい山肌が、結構えぐれていると

いいましょうか、崩落して20メートル以上流れ落ちて、その間に林道があったというのが寸断されている状態で、これ補修するには相当な工事が予想されるなという印象でした。

そこで、皆さんのホームページ開いてみますと、いろいろなところで、通行規制が引かれている林道がもう至るところにあるようなんですよね。

そこで全体でこの林道というのがどれぐらいあるのか、そしてそのうち被災している路線というんでしょうかね、通行規制が引かれている区間、今なお通れない箇所が幾つかあると思うんですが、その辺のところを教えていただけないですか。

**○前堂格森林管理課長**　お答えします。

県内林道の路線数なんですが、県内で80路線ございまして、県管理の林道が23路線、市町村管理が57路線となっております。

被災の状況なんですけれども、被災の箇所数なんですが、令和６年の梅雨災、それから11月の豪雨災合わせて、35か所の被災箇所となっておりまして、そのうち、県営については、28か所。そのうち令和８年分として予算計上したのが４か所分というふうになってございます。

**○仲宗根悟委員**　今28か所の通行規制があるということでいいのかな。

**○前堂格森林管理課長**　すみません。通行規制箇所といいますか、災害が起きている箇所ということでございます。

**○仲宗根悟委員**　それで今、今回３か所が積み増しして早急にやらなければいけないという箇所だというところで、僕はそう認識するんですが、残りの箇所というのは、これから随時整備していくということになるんでしょうか。

**○前堂格森林管理課長**　今回被災を受けている令和６年の箇所なんですが、梅雨災と合わせて11月豪雨の災害、それぞれ35か所の復旧なんですけれども、例年をかなり上回る被災箇所が発生しておりまして、令和７年度予算で令和８年のこの４か所以外の箇所を予算計上させていただいております。

繰越しで、その復旧に対応していこうと考えているところです。

**○仲宗根悟委員**　この林道の設置目的そのものというのは、もちろん林業産業のためにないといけない道路という位置づけで造られたと思うんですけれど

も、その中で、東側と西側あるいは東西を行き来するような生活路線というんでしょうか、林道の役割を果たしている箇所もあろうかと思うんですが、そちらのほうを優先して早めに通れるような工夫が必要だというふうに思っているんですけれども、その辺の対策というのはどのような形になっているんでしょうか。

**○前堂格森林管理課長**　お答えします。

委員がおっしゃられるように、利用頻度の高い生活道であるとか、そういった路線を優先的に令和７年度で予算措置して、それ以外と優先度に応じて、令和８年度は今回４か所というふうに、順位づけして対応させていただいているところです。

**○仲宗根悟委員**　承知しました。

鋭意努力して通れるようにしていただきたいと思います。

以上で終わります。

**○西銘啓史郎委員長**　ほかに質疑はありませんか。

渡久地修委員。

**○渡久地修委員**　６ページの５。介護事業所・施設等に対するサービス継続支援事業。

ここで、この対象事業所は全部で何事業所ありますか。

**○喜瀬達也高齢者介護課長**　令和８年４月１日時点におきまして、県内の介護保険施設事業所等、2828事業所が対象となっております。

以上です。

**○渡久地修委員**　2828事業所ということですけれど、今の物価高騰の影響で、この事業所はどんな困難に陥っているんですか。

**○喜瀬達也高齢者介護課長**　この４月、５月から、県内の関係団体ですとか、関係する施設を巡りまして、様々な意見を交換してまいりました。

やはり皆さん物価高、人件費高騰、そういう中で、事業の運営費を圧迫していて厳しいというのは、共通した認識だったと考えております。

以上です。

**○渡久地修委員**　その中で食料費、これは１人当たりの支援になるんですかね。
　幾らですか。

**○喜瀬達也高齢者介護課長**　定員１人当たり１万8000円となっております。
　以上です。

**○渡久地修委員**　次にこの設備・備品の購入、これは施設にだと思うんですけれど、これは幾らになりますか。

**○喜瀬達也高齢者介護課長**　対象となる事業所の規模ですとか、内容によって補助の基準額は異なってまいりますが、一例で申し上げますと、例えば、訪問系の介護事業所１事業者当たり少ないところで20万円、多いところで50万円というふうに、段階的に金額が設定されております。
　以上です。

**○渡久地修委員**　今、介護、かなり現場厳しいですので、引き続き支援よろしくお願いします。
　次に、７ページの３、電気・ＬＰガス価格高騰対策事業。
　これは以前にもありましたけれど、対象事業は何社になりますか。

**○座波航産業政策課班長**　特別高圧の対象となっている施設でありますが、特別高圧受電施設を管理運営する事業者であり、契約電力が2000キロワット以上の事業者が対象となっております。
　何社ほどかというところなんですが、この受電契約数は公表されていないため、対象となる全ての施設は把握していない状況であります。
　以上です。

**○渡久地修委員**　これまでの実績を教えてください。

**○座波航産業政策課班長**　お答えします。
　令和６年度の実績で申し上げますと、24社に対し補助しております。総額で３億7761万1000円というところになっております。
　以上です。

**○渡久地修委員**　これはどんな業種になりますか。

**○座波航産業政策課班長**　特別高圧を契約しているところでありますので、大型の商業施設とか、宿泊業のホテルとか、そういったところになります。

**○渡久地修委員**　次に、８ページの県単融資事業。
これ、当初予算で組んだけれど、６月ですぐ補正やるということは例があまりないと思うんですよね。
過去に、何年前にあったのか。これは毎年毎年はそんなにないと思うんですけれど、そこをまず教えてください。

**○金村禎和中小企業支援課長**　お答えいたします。
まず県単融資事業の当初予算の積算なんですけれど、例年前年度の融資実績等を踏まえて所要額を見込んでいるところでございます。
現況としましては、中東情勢の影響等により、エネルギー原材料の価格上昇や、供給不安定化が危惧されるなど、中小企業者の経営環境が厳しさを増していると認識をしております。
そのため今回の補正において、中小企業者の資金繰り支援として、融資枠の拡大や、保証料補助を行うこととしているところです。
それから、過去に行っているかということなんですけれど、コロナ禍において、令和２年度と令和３年度、令和２年度は５月臨時会、それから令和３年度は６月議会で、コロナ関連の融資資金に関する補正を行っております。
それから令和４年度においては、物価高騰対策として、補正を行っているというところでございます。
以上です。

**○渡久地修委員**　要するにこれは毎年やっているわけではなくて、この物価高騰とか、経済状況が非常に悪化したときに行っていると。直近ではコロナのときにやったということだと思います。
それぐらい今、コロナ以来、全国的にもそうだと思うけれど、沖縄のこの経済状況というか、中小企業の経営環境は非常に厳しいという認識の下でこれやったという認識ですか。

**○金村禎和中小企業支援課長**　先ほどもちょっと答弁させていただきました

が、現況としては、中東情勢の影響によって、エネルギー・原材料価格の上昇や、供給不安定化が危惧されております。

中小企業の経営環境が厳しさを増しているというふうに認識しているところです。

**○渡久地修委員**　コロナのときの厳しさと、現在の経営の厳しさというのは、どういうふうに違いますか。

**○金村禎和中小企業支援課長**　まずコロナ禍におきましては、経済が停滞をしたというところで、需要自体が急減したというところが最大の課題だったと思っております。

そのためにゼロゼロ融資による資金繰り支援、それから休業補償に対する支援などを行ったところでございます。

これに対して現在の中東情勢の影響は、先ほど申し上げましたが、エネルギーや原材料価格の高騰という形で、中小企業者への影響が顕在化してきているというふうに認識しております。

**○渡久地修委員**　コロナのときは、社会全体がストップして、経済活動もストップしていって、どうやって中小企業も経営そのものを維持できるのか、存続するのかという点で大変危機的な状況で、そこに皆さん支援していったと。

今回は、経済は動いているように見えるけれども、先ほどもあったように物が入ってこない、高騰している、そこで厳しさがあるという点で質が違うと思うんですよね。

そういう意味で、皆さんがこれ、今回大幅な、この６月補正増額したというのは、僕は評価をしています。ぜひ頑張ってください。

同時に先ほどあったように、今の経営悪化というのは、仕事はあるけれど、材料がない、物が入ってこないというところが結構あるわけよ。

先ほどもありましたが、私の知り合いの看板屋さんは、シンナーがないということで、もう月に一斗缶１個しか割当てがないというんだよ。

それから自動車修理工場は、オイルがないということで、もう仕事にならないと言っているわけさ。

だから、これと融資とは今違うけれど、沖縄県として、今のこのナフサ不足による材料が入ってこない、シンナーが入ってこないというのは、これ沖縄県のせいではないよね。

政府はしかし、これはあります、目詰まりしていますと言っているわけよ。

ところが、全国的に回らない。だから、沖縄でのこの実態を掴んで、やはり政府に対して国に対して、県として、沖縄はこういう状況になっています、物不足です、シンナーがありません、オイルがありませんということを、しっかり実態をやって、どうやってこれ改善できますかという方向性を示して、国に僕は申入れなり急いでやらないと、どんどん倒産が増えてくる可能性あるので、ここは別途急ぎ対策してもらえませんか。どうですか。

**○嘉数晃産業振興統括監**　お答えします。

渡久地委員がおっしゃるように、個々の事業者さん、非常にお困りだというところは、私たちも、聞いているところでございます。

先ほどお話しましたように、各支援機関、中小企業支援センター、あと商工会もありますので、しっかり現場の声も聞かせていただいて、現場でどのような状況があって非常に困っているのかどうかというところと、やはり原材料、物がないというところもしっかり把握をして、国と連携しながら、国のほうが全国で情報共有を行っているところもありますので、しっかり、沖縄県の総合事務局もございますので、国と連携しながら、どういった対策が取れるかというところを、今後対応していきたいと考えております。

**○渡久地修委員**　今の件は、これは急を要することだから、急いで国とも連携して、業界とも連携して、県としてもしっかり動くということでやらないと。

この融資は融資でこれは大変評価しますけれども、この物不足、これについては直ちに動くということでいいですね。

もう一度お願いします。

**○嘉数晃産業振興統括監**　商工労働部としては中小企業支援というところの立場もありますし、中小企業の中でも商工以外でも、いろいろな関係、これは沖縄県全体のものがあります。農業もありますし、介護というところの部分もありますので、これ沖縄県全体としてどういった取組ができるか、部内でもしっかり検討させて、また国とも情報共有しながら連携させていただきたいと思います。

**○渡久地修委員**　頑張ってください。

以上です。

**○西銘啓史郎委員長**　ほかに質疑はありませんか。

高橋真委員。

**○高橋真委員**　すみません、６ページ、５番ですね。介護事業所・施設等に対するサービスを継続支援事業の件ですけれど。先ほどこれは、食料費の部分と、将来的に必要な設備・備品の購入というところでありましたけれど、この将来的に必要な設備・備品というのは、具体的に何を指しているのか、また事業主負担はどれぐらいあるのか、お伺いいたします。

**○喜瀬達也高齢者介護課長**　将来的に必要となるというくだりの部分ですが、例えば将来来るであろう大規模災害への備えとして、備蓄用に例えば衛生用品を購入する、医療用品を購入する、あとはポータブル発電機ですとか、簡易トイレを購入する、そういったものなどを想定しております。

また、事業者の負担としては、施設の規模とか内容に応じて、定額で補助する仕組みですので、今先ほど申し上げました種類の物品を購入すれば、上限いっぱいの金額を満額、県から事業者に対して支給するという形で、そういう意味での事業者の負担はございません。その範囲においてはですね。

以上です。

**○高橋真委員**　物価高騰対策ということでありますけれど、食料費とか、訪問介護に関するガソリン代とか、そういうのはすぐイメージ湧くんですが、なぜここに防災関係の備蓄の経費が入っているのか、お伺いいたします。

**○喜瀬達也高齢者介護課長**　こちらはですね、県独自の制度設計に基づいて実施しているものではなくて、国の総合的な経済対策として、昨年度から実施している、国が制度設計をした全国一律の事業メニューですので、そういうことができるものを今最大限活用して県も実施しているという状況です。

以上です。

**○高橋真委員**　物価高で、いわゆる防災に対する備えが停滞してはいけないという、そういう視点は非常に理解できるところであります。

では、こういった災害備蓄に関してでありますけれど、この実際に介護施設、介護事業所が、いわゆる備蓄が必要となるということは、避難所になるというイメージを持つわけであります。

これは、市町村からの避難所指定というのは進んでいる状況なんですか。それとも、そういった避難所に指定されているところが対象になる、そういう理

解でよろしいんでしょうか、お伺いいたします。

**○喜瀬達也高齢者介護課長**　今、委員のお尋ねの件について直接の答えは、今この場では持ち合わせておりませんが、例えば介護施設についても、入所系の施設は大体こういった津波とかも想定して高台に設置されたりしています。

大規模なところには、今委員が御指摘のように、避難所として指定されているところも多数あると思います。

そういったことも踏まえて、大規模災害時の備えとして、そこで生活している方の分も含めて備蓄をして備えるということだと思います。

以上です。

**○高橋真委員**　以前ですね、生活福祉部――担当課はここではないと思うんですけれど、大体介護施設って、福祉避難所になるんですよ。一般避難所、指定避難所の中でも福祉避難所になるわけです。

福祉避難所は、沖縄県の認識では全然足りていないと、これからどんどん指定していくんだという中で、こういう介護施設というのは、しっかり備蓄も防災も進めていくという補助事業をやるわけですから、そういったことが進んでいる状態なんですか。

そういう関係部署とも連携しながら、しっかり福祉避難所、防災機能も備蓄も強化していくという、そういう流れがあるんでしょうか、お伺いいたします。

**○喜瀬達也高齢者介護課長**　今、またこの４月から、この今、業務に携わっている中で、その指定を関係部局と連携をして進めていこうという話は、この短期間の中では、触れることはありませんでしたが、委員の指摘も確かに重要な視点ですので、また速やかに、今状況確認をして、それがどういう取組で今後どういうふうになっていくのか、整理していきたいと思っています。

以上です。

**○高橋真委員**　課長ありがとうございます。

恐らく課を超えるお話だったので、部長の答弁いただきたいなと思っていたところであります。

しっかり進めていただきたいと思います。

以上です。

**○西銘啓史郎委員長**　ほかに質疑はありませんか。
　幸喜愛委員。

**○幸喜愛委員**　８ページの県単融資事業についてですが、先ほど来、皆さんのほうからも質問があって、中身がだんだん分かってきているところですけれども、再度ちょっと確認をさせてください。
　この中で中小企業セーフティネット資金というふうにありますが、この中小企業というものの中に個人事業主という業種の皆さんは入りますでしょうか。

**○金村禎和中小企業支援課長**　県単融資制度について説明をさせていただきますと、対象となるのは、資金によって若干違いはございますが、基本的に県内で１年以上、同一事業を営む中小企業者や、協同組合等が対象となっております。個人事業主も対象になります。
　中小企業者の定義としては、業種によって違いはございますが、今ナフサ関連で建設業で申し上げますと、資本金が３億円以下の会社、もしくは、従業員数が300人以下の会社、または個人のいずれかに該当するものとなっております。

**○幸喜愛委員**　ありがとうございます。
　先ほど、ナフサ不足による、特に塗装業の方々からの状況というのを徳田委員のほうからお話がありましたが、実際私の地元のほうでも同じようなお声をちょうだいしておりまして、４月の段階で、個人事業主の方々からは、もうこのまま材料がないままだと仕事はあっても、材料がないので倒産するしかないというお声をいただいております。
　実際、店じまいをしてしまったところも何か所かあるというような情報も入っている中で、この融資を行うこと、個人事業主まで行うということの情報を、どのような形で皆さんがお届けしているのか。周知の在り方はどのようにお考えになっておられるか教えてください。

**○金村禎和中小企業支援課長**　周知についてお答えさせていただきます。
　まず県のホームページによる情報発信、それから商工会や、商工会議所などの支援機関と連携して、機関誌への掲載という情報提供など、多角的にアプローチすることで、支援が必要な事業者に確実に情報が届くように、周知徹底に努めているところでございます。
　以上です。

**○幸喜愛委員**　ありがとうございます。
　個人事業主さんですとなかなか情報を得られないところとかもあると思うんですけれど、例えばＤＭを送るというようなことはお考えにありますでしょうか。

**○金村禎和中小企業支援課長**　まず、地域の例えば個人事業主ということになると、まず一番近いのは商工会かなと思っております。
　我々つながりのあるこの市商工会等の支援機関とは連携をさせていただいておりますので、そこを通して確実に届くようにというところで引き続き取り組んでまいりたいというふうに思っております。

**○幸喜愛委員**　ありがとうございます。
　本当に厳しい状況になっておりますので、１事業者でも多くこの融資で事業を立て直すことができたり、継続することができたりしたらいいなと思っているんですけれども。県としましては、この融資を行うことで、期待できる効果、どのような形で捉えておられるか教えてください。

**○金村禎和中小企業支援課長**　まず県単融資事業は低金利となっておりまして、今回のセーフティネット資金、それから賃上げ支援資金につきましては、補助金を交付することで保証料をゼロにしております。なので、当初のこの資金が少なく済むというところで、財務的にも有利な条件でできるというところと、あとこの資金繰り支援を行うことで、雇用の維持につながるというところと、地域の経済が維持されるというところがございます。
　それから倒産を防ぐというセーフティネット機能がございますので、そういったところの効果が期待されるというふうに考えております。

**○幸喜愛委員**　ありがとうございます。
　まさにその効果を最大限に発揮していただきたい。こんなにも早く、この対応していただいたことに対して、県に対しては、とても感謝したいと思います。
　ぜひですね、個人事業主までその影響が及びますように、皆さんのこの事業が成功するように、ぜひ取り組んでいただきたいと思います。
　ありがとうございます。
　以上です。

**○西銘啓史郎委員長**　ほかに質疑はありませんか。
　玉城健一郎委員。

**○玉城健一郎委員**　私も同じところなんですけれど、大分ほかの委員からもお話があったので、基本的なところを聞きたいんですけれど、金利って大体今これはどれぐらいで金利設定しているんですか。県単融資事業です。

**○金村禎和中小企業支援課長**　資金によって異なるんですが、例えば今回補正に上げている賃上げ支援資金で申し上げますと1.98％。それからセーフティネット資金につきましては1.90％となっております。

**○玉城健一郎委員**　ありがとうございます。
　低金利で貸付けしていて、先ほど答弁がありましたけれども、賃上げと雇用を守りながら、地域経済を守っていくということで、今回約135億円の補正をかけていますけれども。これ補正前から660億円がこの融資事業として入っていますけれども、これまでの状況でどれぐらい、この予算というか、資金というのを貸付けできているのか、その辺りを説明できたらお願いします。

**○金村禎和中小企業支援課長**　融資枠でございますが、当初予算における融資枠は約579億円となっておりまして、５月末現在の融資実績でございますが、約91億5000万円、融資枠に対する使用率としては15.8％となっております。
　それから賃上げ支援資金につきましては、補正前の融資枠が約218億7000万円に対して、６月末時点で約116億円、53.0％の保証申込み状況となっております。

**○玉城健一郎委員**　ありがとうございます。
　ということは、今回の県単融資は、どちらかというと賃上げ支援資金の金額を補充するような感じの融資のイメージですか。

**○金村禎和中小企業支援課長**　賃上げ支援資金とセーフティネット資金両方の融資枠を拡大する。セーフティネット資金につきましては、要件を緩和するのと、それから保証料をゼロにするというところで、より利用しやすい資金になるようにしているところでございます。

**○玉城健一郎委員**　ありがとうございました。

これ本当にいろいろなところ聞いたら、やはりこの事業を使っている業者さんもあって、非常に助かっているというお話もございます。

ナフサだったり、まだまだ出口が見えない状況の中で、これからまたさらに支援というのが必要になってくると思いますので、今後もこういった事業に対してしっかり対応していただきたいと思います。

以上です。

**○西銘啓史郎委員長**　ほかに質疑はありませんか。

呉屋宏委員。

**○呉屋宏委員**　１つだけ確認だけさせてほしいんですけれど、10ページの債務負担行為。この補正なんだけれど、これ直接ここにどうのということではないんですけれど、今県営住宅というのは、新規では造っていないですよね。

いつから造っていないのか、少しそこら辺りを説明してもらえませんか。

**○前川博之住宅課班長**　今、手元に資料がございませんので。平成の後半ぐらいから、伊波団地におきまして新規を造りまして、それから、今現在は古い新耐震以前の建物であったりとか、老朽化の激しい建物を建て替えしているというような状況でございます。

**○呉屋宏委員**　私の記憶では確か平成８年、これ与那原の大型の埋立てをするときに、実はそこに団地が２つ準備されていたんですよ。

ところが、団地を建てないことによって人口フレームをものすごく落としたんですね。

だからあの埋立地に小学校・中学校を造る予定だったものが、造られていないんですね。

ですから、平成のたしか１桁台、８年、９年が最後だったのかなと思ってはいるんだけれど。

今これ、あれから随分たっていて、人口も、人の増え方も、地域別に変わってきたんだけれど、この公営団地の在り方というのを、もう一回検討し直したほうがいいんじゃないかなと思っているんですよね。

もうこれ以上新規は造らないと言われたばかりに、離島の過疎地域だとか、あるいは本島の過疎地域もなかなか手を出せない。挙げ句の果て、農林事業で団地を造るとか、こんな変なことをやっているんだよね、皆さん。

だからこの人口の在り方について沖縄ももう20年もたって、どうなっているかというのをもう一回考え直すつもりはないか、そこら辺りを少しお聞きして終わりたいと思います。

**○前川博之住宅課班長**　沖縄県は令和３年より沖縄県住生活基本計画というのを作成しまして、10年ごとに沖縄県の県営団地の見直しをしております。

今現在その10年計画の半ば、５年に達しまして、今現在見直しをしている最中でございます。

その中で、建て替え計画等の見直し等を現在行っているところでございます。

**○呉屋宏委員**　あなた方の話は建て替えの話をしているんでしょう、今。そうではないんだよ、僕が話しているのは。建て替えは当然建て替えしなければいけない。だけど、人口がこれだけ増加していって、それも中部なんか特にそうなんだけれど、今146万人の中で60万人余りが中部にいるわけでしょ。あのころはそこまで増えていないわけだよ。

だから、この住宅の在り方というのをもう一回検討し直さないと、あなた方積み上げているものの改築計画ばっかりじゃない。

僕が言っているのは、新規はもう一回全部含めて考え直したほうがいいんじゃないかと思っているわけですよ。

だから、当たり前にここに建っているものを、またそこに建てるというだけが団地の建替事業ではなくて、今建っているものも、もう人口が少なくなるようだったら、ここ半分にして、別のところに半分造るとかいうことができないのか。

もう集中しているわけだよ、人が。だからそういうのも含めて、これ交通計画もそうなんだよ。交通計画も合わせなければいけないわけ。全部あなた方は、団地ばかりを考えている。道路計画もここの中に入れないといけないし、そういうものを全部整理をしながらやっていかないと。総合計画が全然出来上がっていないと思うよ、見ていると。

そこはどうするか、最後に答えてください。

**○前川博之住宅課班長**　説明が不足しましたけれど、沖縄県住生活基本計画では、今言ったその人口の推移も含めて検討しておりまして。今現在新規では、団地の建て替えはしておりませんけれど、建て替え時におきましては１割増しということで、今、計画を立てているところでございます。

以上でございます。

**○西銘啓史郎委員長**　ほかに質疑はありませんか。
島袋大委員。

**○島袋大委員**　２点だけお願いします。
６ページのスポーツ振興事業費ですけれど、部活動指導員の配置及び部活動の地域展開・地域クラブ活動推進経費と言っていますけれど。これ部活によっては、今中体連も含めてだけれど、クラブチーム的な面で中体連出ている学校もあるんだけれど、そこは該当されているんですか。

**○遠越学保健体育課長**　既に地域クラブということで活動しているところもありまして、そのクラブは中体連の各競技ごとに定められたこの出場の要件といいますか、クラブの中身によって出場できるかというのがありますので、その要件に応じて地域クラブも中体連の大会には参加しているといったような状況です。

**○島袋大委員**　ここ最近バレーボールとかそういった形で出ていますけれど、そこは該当されているということで理解していいですか。

**○遠越学保健体育課長**　クラブによってどういう形態でクラブが運営されているかといったようなものも含めて、同じ競技であっても参加できる、できないというのが、それぞれ決められておりますので、その要件に満たしているようであれば参加ができるといった形になっております。

**○島袋大委員**　最後、要するに競技において、個々の集団的な部活ではなくて個々の事案ですね、水泳とか、水球とか、学校に顧問がいないから確かに外部コーチ受けて中体連に出るという個人競技の中でいろいろあると思うんですけれど、そこら辺は該当されるんですか。
よく父兄の皆さん方からそういう相談とかがあるんだけれど。すみません、私も勉強不足で。

**○遠越学保健体育課長**　中体連の大会に出場するには、学校単位ですとか、今あったその地域のクラブということになっておりますので、個人競技であってもそのクラブに属して、そのクラブが中体連に参加できる、出場できる資格と

いいますか、そういったものを備えているということであれば、参加できるという形になりますので、個人での参加ということではなくて、学校、もしくはクラブという形になります。

**○島袋大委員**　ありがとうございます。
　次、８ページ、県単融資事業についてですけれども。これ補正額ありますけれども、135億円はこれ全てこれ交付金ですか。
　国からも含めての交付金、これ県単と言っていますけれど、これ説明してください。

**○金村禎和中小企業支援課長**　今回の補正につきましては、貸付金の部分と、保証料に対する補助の部分がございます。
　貸付金については、県単の予算となっておりまして、保証料の補助の部分で、重点支援交付金を充てているところでございます。

**○島袋大委員**　これ、ちなみに重点交付金は幾らぐらいって数字の内訳は出ているんですか。

**○金村禎和中小企業支援課長**　重点支援交付金は、11億5767万円となっております。

**○島袋大委員**　この事業の企業支援は、利子ということで理解していいんですか。

**○金村禎和中小企業支援課長**　利子の部分ではなくて保証料の部分になります。

**○島袋大委員**　この内訳でこの補助金が16億で貸付けが119億円となっていますけれど、これ実は119億円は、銀行に対しての預託金ということで理解していいですか。

**○金村禎和中小企業支援課長**　金融機関への預託金として今、委員御指摘のように約119億4000万円計上しているところでございます。

**○島袋大委員**　130億近くの補正額やって、119億円は、銀行に対する預託金

ということは、預託金を県がこの事業化できないということで、実際これロックされているってことでしか私は今説明受けて理解しかできないんだけれど、実際これ総額は幾らになるんですか。

今の状況での130億円というのは、結局貸付けして銀行に対してロックかけられて119億円は押さえられている中で、実際運営で回されるという金額は総額幾らか僕聞きたいんだけれど。

**○金村禎和中小企業支援課長**　金融機関の預託金として119億円、これ預託しまして、金融機関において、上乗せをして融資に充てていくと協調融資になっているんですが。その融資枠がどれぐらいなるかということで申し上げますと、この両資金、セーフティネット資金と賃上げ支援資金で現在融資枠が221億円ございます。

これが補正後、119億円の預託にすると、639億円になると、418億円追加で増加するということを予定しているところでございます。

**○島袋大委員**　結局119億円は銀行に預けている、預けるということになります。

銀行でストックされるということは、ストックという言葉は悪いけれど、止められるということだけれど。僕はこの県単融資の事業と非常に名目はいいんだけれど、この119億円が眠っているのであれば、これに合致しない、農林水産部長もいるけれど、もうちょっときつい農家の皆さん方の支援とか、そこに、この金額を回すことが、ベストに近いんではないかなって僕は、普通に思うんだけれど、どうなんですか。

確かにいいことかもしれないけれど、これだけの補正を組んで119億はロックさせられるんであれば、もうちょっといいような形での使い方もあるのではないかなと思うんだけれど、どうですか。

**○金村禎和中小企業支援課長**　先ほども説明をしておりますが、現在、中東情勢の影響によって中小企業者、それから小規模事業者において資金繰りに困っていると。我々もそういった相談を商工会とか商工会議所等から寄せられ把握しているところです。

そのために、今回補正において融資枠を拡大すると、かつ、保証料もゼロにする形で重点交付金も活用して、利用しやすくするというところで、これによって中小企業者への資金繰りを支援していく、資金調達の円滑化を図っていく、それによって倒産等を防止していくというセーフティネット機能を発揮し

ていきたいというふうに考えているところです。

**○島袋大委員**　まとめますけれど、実際そういったことにも、私が今言った話にも非常に、理解してもらっていると思いますけれども、ここはもうちょっと掘り下げても、県民のこの中小零細企業に当たるけれど、なかなかこれが合致できないという農家の皆さん方、畜産関係を含めている中で、ここをもうちょっと手を突っ込んで拾い上げることがあればこそ、なおさらいい事業だと私は理解しているんだけれど。ここは今言う商工会で中小零細企業の皆さん方を助けるのはいいことだけれど、もうちょっとこの、今一番苦しいところをどう目を見て手を差し伸べるかというのが、大々的にこれがまさしく県政の素晴らしい循環的な流れだと思うんだけれども。そこを皆さん方、どうこう私言いませんけれども、手広い県民の皆さん方にできるような体制でお願いします。

これ、文言は県の単独事業と言っていますけれど、重点交付金、国のお金も入っているんだからさ。なかなかこれ玉城県政の本丸の目玉みたいなことも言っていますけれども、そうじゃないでしょうが。

ここはね、しっかり考えて、皆さん方これを知事の指示の下で選挙前のパフォーマンスか分かりませんけれど、ここは明確に書いておかないと、これははっきりしないと、この辺は私は困ると思いますよ。

以上です。

**○西銘啓史郎委員長**　ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**○西銘啓史郎委員長**　質疑なしと認めます。

以上で、第１号議案に対する質疑を終結いたします。

休憩いたします。

（休憩中に、補助答弁者の入替え）

**○西銘啓史郎委員長**　再開いたします。

次に、甲第３号議案令和８年度沖縄県一般会計補正予算第２号を議題といたします。

ただいまの議案について、総務部長の説明を求めます。

武田真総務部長。

**○武田真総務部長**　ただいま通知しました甲第３号議案につきまして、令和８年度一般会計補正予算第２号（案）説明資料により、その概要を御説明いたします。

１ページをお願いします。

今回の補正予算の考え方については、中東情勢の実態調査を踏まえた、原油価格高騰の影響を受ける生活者や事業者に対する支援策等について、新たに予算措置が必要な経費等を計上するものであります。

２の補正予算の概要ですが、一般会計で25億9093万3000円の増額補正となっております。

その内訳は、１、原油価格高騰及び物価高対策に要する経費に17億5354万5000円。

２、災害対応に要する経費に３億3738万8000円。

３、予備費に５億円となっております。

２ページをお願いします。

今回の補正後の改予算額は、9493億7093万3000円となります。

先ほど御審査いただいた一般会計補正予算第１号158億7886万6000円を合わせると、改予算額は9652億4979万9000円となります。

歳入内訳は、国庫支出金が10億7410万7000円、繰入金が15億1682万6000円となっております。

歳出の主な内容については後ほど御説明いたします。

３ページをお願いします。

３ページは、歳入歳出の財源内訳と、参考として令和８年度末財政調整基金残高見込額を記載しております。

４ページをお願いします。

４ページは今回の補正額を部局別にまとめたものとなっております。

５ページをお願いします。

歳出内訳について、主な事業を御説明いたします。

１、原油価格高騰及び物価高対策に要する経費として５ページから９ページにまでの15事業を計上しております。

１番は、小規模離島等航空路線維持事業として、小規模離島航空路線等の運航事業者に対する燃料費及び整備外注費の高騰分等の支援に要する経費であります。

６ページをお願いします。

４番は、生活困窮者緊急支援事業として、生活困窮者に食料提供を行う団体

に対する支援に要する経費であります。

７ページをお願いいたします。

８番は、肉用牛肥育経営緊急支援事業として、肉用牛肥育農家に対する経営支援に要する経費であります。

８ページをお願いします。

11番は、粗飼料価格高騰緊急対策事業として、酪農家及び肉用牛肥育農家の輸入粗飼料の購入支援に要する経費であります。

９ページをお願いします。

15番は、泡盛原料米価格高騰緊急対策支援事業として、泡盛製造業者に対する原料米購入支援に要する経費であります。

10ページをお願いいたします。

２、災害対応に要する経費として、10ページから11ページまでの５事業を計上しております。

２番は、県単道路維持費として、令和８年６月の台風６号により、被災した県管理道路の維持管理に要する経費であります。

11ページをお願いいたします。

４番は、海岸・砂防維持費として、令和８年６月の台風６号により、被災した海岸保全施設の維持・修繕に要する経費であります。

12ページをお願いします。

３、予備費として、中東情勢に起因するエネルギー価格の高騰や、国際情勢の変化等に伴う県民生活及び県経済への影響に迅速に対応するために要する経費であります。

以上が、甲第３号議案令和８年度一般会計補正予算第２号（案）の概要となります。

先ほどの甲第１号議案で御説明した資料３も御参照いただきながら御審査をお願いしたいと思います。

以上が、甲第３号議案の説明となります。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

**○西銘啓史郎委員長**　総務部長の説明は終わりました。

これより、第３号議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

宮里洋史委員。

**○宮里洋史委員**　よろしくお願いします。

まず７ページの８と９について、特に９が、議会で、そして陳情からも前からあるように繁殖農家の支援の部分で、沖縄県の９番の設備投資に対する支援は、されているのかなと思っております。

それから８ページの11番なんですけれども、今回、粗飼料価格高騰緊急対策事業、これ酪農家と肉用牛肥育農家で、繁殖農家が入っていない理由をお聞かせください。

**○真喜志修畜産課長**　お答えします。

本県の酪農家及び和牛肥育農家においては、自己草地の少なさや、利用する粗飼料の種類の問題から輸入粗飼料への依存度が高い傾向があります。粗飼料価格上昇の影響が大きいと想定しています。

一方で和牛繁殖農家は、ほとんどの方が草地を有していることから、輸入粗飼料の価格上昇による影響は少ないと想定しています。このため、より緊急的な支援が必要と考えられる酪農家及び和牛肥育農家を補助対象予定農家といたしました。

以上です。

**○宮里洋史委員**　輸入粗飼料を仕入れている繁殖農家はどれぐらいいるか把握されていますか。

**○真喜志修畜産課長**　繁殖農家のどれぐらいが輸入粗飼料を仕入れているかというところまで把握できておりませんが、県内に入ってくる粗飼料の月別小売価格調査により、流通量調べた結果、令和７年度における県全体の粗飼料流通量は約１万8460トンとなっております。

**○宮里洋史委員**　これまでたくさん繁殖農家からの陳情要請、お願いを聞いていると思います。

先ほど言った９番とかの導入支援事業は大変助かるけれど、結局これは２年後の売上げのための設備投資でありますよね。

今回、ずっともう何年も前から言われているのは、売上げが下がったときのダメージが残っていて、そのとき融資を受けたから返済原資の支払いで厳しいという、要するに運転資金がないという話をずっと言っていると思うんですね。

その中で、例えば、８番にあったような１頭当たり幾らの融資、今回肥育農家が仕入れが上がったから１頭当たり幾らみたいな、こういったのを欲しいと

言っているわけですよね、繁殖農家は。それが１つ。それでもう一つあるのは、輸入もしているんだと。だから仕入れをどれだけ下げられるのか、仕入れのダメージもありますよというのが１つ。これどちらも、要するに早いサイクル、いわゆる運転資金、運転的に使われるお金なんですよね。

でも、県の今までの支援が悪いと言っているわけじゃなくて、全て設備投資なんです。ここを問題にしている理由は、今この設備投資を常に行っていた繁殖農家が、もしその繁殖農家として継続できなかったダメージのほうが沖縄県大きくないですかと言っています。

なので、この緊急対策事業、今繁殖農家のうち粗飼料輸入農家がどれぐらいか分からないとおっしゃっていましたが、これ繁殖農家を対象に加えてもいいんじゃないですか。そうすれば、仕入価格に対して負担が減るわけですよね、輸入している繁殖農家は。もしかしたら肥育農家よりは少ないかもしれないけれど、そういった繁殖農家は実際います。そういったことに手を差し伸べるのが、緊急対策事業だと思うんですね。

今までのスタンスは、設備投資だったと。それを、そのラインを超える超えないの話をずっとしていると思うんですよ。けれど、今本当に緊急的だから、もう一歩足を踏み入れて、今後継続するかは分からないけれど、一度、この事業をすることによってどういう効果が得られるのかを検証するのが大切じゃないですか。

答弁願います。

**○真喜志修畜産課長**　お答えします。

現在、子牛の競り価格については、令和８年２月以降、５か月連続で今80万円を超えている状況でございます。和牛繁殖農家においては、今現在一定の所得が確保されているものと、試算しております。

しかし、委員おっしゃるように過去の借入金の返済などにより、いまだ厳しい経営状況下にある農家もいるというところは認識しているところです。

これは、資金調達が難航しているなど、厳しい経営状況にある繁殖農家に対しては、各地域に設置した肉用牛経営緊急サポートチームにおいて、経営状況分析し、経営改善計画の作成支援や、畜産経営の課題の具体化を行うなど経営改善に向けた支援を強化しているところです。

先ほどお話ありました肥育農家に対して今回奨励金のような交付になりますが、子牛価格がすごく上昇したことによって、肥育農家はこの子牛を導入して、それを肥育するものですから、そこの負担がかなり大きくなっているというところで今回奨励金ということにしています。

和牛繁殖農家に対しては、過去に子牛価格が下落、大きく下落したときに、奨励金という形で、国の支援、県の支援をやっていますので、そういう形での支援をしてきたと、御理解いただければと思います。

以上です。

**○宮里洋史委員**　やはり今の話だと、この設備投資のラインから超えないという答弁だと思うんですよね。

要するに、この運転資金に対するアプローチをする判断を今していないということだと思うんですけれど。

だから僕らがずっと言っているのは、いろいろなインフラがありますよ。民間企業でも例えば建設事業をやるにしても、建設現場で働く人がいなくなったら大変だとか、今県民がダメージ食らっているのはタクシーとかバスですよね。

沖縄県の農業振興に対しても、牛というのがどれだけの農業生産高を上げているか分かっていると思うんですよね。

その繁殖農家、今回本当に経営が厳しいとずっと言われている中でそれを維持するかどうかなんです。

このラインを超えたから、ずっとやりなさいではないじゃないですか。

これを１回やってみて、どれだけサポートできるのかの検証を県がやってもいいんじゃないかということなんですよ。これは国の交付金ですので。そこに一歩踏み込んで。今本当に厳しいと言っているじゃないですか、運転資金が足りないから。売上げが上がったとしても、頭数がそもそもいないんです。だから支出を減らしてくれという意見もあるわけですよ。

そういうアプローチを、重点交付金ありますけれども、今制度変えられなくても、その部分を考えてほしいんですよ。

その部分の答弁願います。

**○真喜志修畜産課長**　今回の粗飼料への支援につきまして和牛繁殖農家はなぜというところもありますが、今、肉用牛再興プランを立てまして、各地域そのプランに基づいて様々な取組をしているところですけれど、その中の一つに、粗飼料の自給率を上げていく。

粗飼料自給率を上げていくためには粗飼料生産基盤、例えば、生産性を上げていくために生産性の弱くなった草地の更新であったりとか、優良な牧草に切り換えていくとか、そういったところの支援をしているところで、今回基金事業を立ち上げまして進めているところですが、そういった牧草生産面での支援

というところをもう少し検討して、そういった粗飼料の生産性上げることで、その経費コストを落としていくというふうなところを、今考えているところでございます。

**○宮里洋史委員**　粗飼料自給率が85％というお話も聞きました。

では、輸入している人たちがなぜ輸入しているのかという調査が、今どれぐらい仕入れているか分からないということが僕は少しおかしいかなと思うんです。

その調査も踏まえて、なぜ輸入しているのか、なぜ自給しているものを使っていないのか、もしくは自給しているものだけでは足りないから輸入したいのかという調査をすべきではないですか。

そういったことで、もしかすると自給率を上げたとしても、消費されない可能性がある。それよりも輸入のほうが沖縄の和牛子牛にとってはいいよねと、農家が選択した場合、今の政策がずれている可能性もあるので、ぜひそこの精査もお願いできますでしょうか。

**○真喜志修畜産課長**　和牛繁殖農家においては、基本的に、粗飼料を賄うための草地を確保していくところを基本に置いています。

県の仕様で母牛１頭当たり約10アールの草地を確保する、例えば新規就農するに当たってもそういったところを指導しながら、しっかり草地を確保できているのかというところで支援をしているところです。そこはまず１点ですね。

ただ、現状中南部地域とか沖縄本島地域においては、八重山や宮古地域よりも、粗飼料の自給率というのは少しやはり低いところがあります。なかなか草地の確保に苦慮しているという現状がございますので、そういったところは、また遊休農地などが結構あるという情報もありますので、そういったところをしっかり草地にできるような、何かお手伝いできるところあるか、そういったところも今、取組を進めていこうと考えているところでございます。

**○宮里洋史委員**　この質問、最後になりますけれども、今の現状、実態の把握をぜひお願いしたいのと、輸入粗飼料を活用している農家さんがいるという話を聞いて僕はどれぐらいやっているか分かりませんけれども、肥育農家も、ブランドが大事だから輸入しているって言っていますよね。

ということは、繁殖農家もそうではないのかなと思うわけですよ。だから沖縄県のこの和牛のブランドを守る、そして繁殖農家を守るための施策の改めて

の検討をお願いして、次の質問に行きたいと思います。
11ページの５、県単河川等災害復旧事業、白比川なんですけれども、今の現状をお聞かせください。

**○比嘉博也海岸防災課班長**　お答えいたします。
今年５月の大雨により、土木建築部が管理する施設においては、白比川で護岸約60メートル、沖縄環状線でのり面の一部が崩壊する被害が発生しました。
現在、８月下旬に計画されている災害査定に向けて、設計業務等に着手しており、早期の災害復旧に向けて取り組んでいるところであります。
以上です。

**○宮里洋史委員**　この場所を地元の方からの声を聞くとですね、もう何年も前から拡幅工事を進めているんだけれど、一向に進まないといった声もありました。これが、工事が進捗が遅いのかどうか分かりませんけれども、どういった障害というか理由があって、拡幅が今の進捗なのかお聞かせください。

**○赤嶺博康河川課班長**　白比川につきましては、国道58号の白比橋から上流に向けて約１キロメートルの区間において整備に取り組んでいるところでございます。
こちらについてはキャンプ瑞慶覧の一部返還された箇所において、防衛局さんのほうで行っていただいた支障物除去の作業工程を確認しながら、河川改修工事を進めているところでして、返還後のこの取組等確認しながら作業というところで、少し進捗が遅れたという経緯がございます。
以上です。

**○宮里洋史委員**　今回防衛局並びに返還された跡地、この場所の調査は全て終わったということでよろしいでしょうか。

**○赤嶺博康河川課班長**　今年度も引き続き、沖縄防衛局のほうと確認を取りながら作業を進めているところで、現時点においては今年度で作業を完了すると聞いております。

**○宮里洋史委員**　その調査作業が終わった後、この残り１キロの拡幅についてはどれぐらいの計画で見込んでおりますか。

**○赤嶺博康河川課班長**　この事業区間が約１キロメートルというところで、現在は左岸側の工事を進めているところでございます。左岸側を上流側まで進めた後に、右岸側の工事に取り組んでいく予定をしていまして、また関係機関と連携しながら、工事を進めているところもございますので、完成時期については現時点では明確にはお答えできませんけれど、引き続き北谷町さんのほうとも連携を取りながら、早期完了に向けて取り組んでいきたいと思っております。

以上です。

**○宮里洋史委員**　最後になりますけれども、やはり地域の人は早く工事をしてほしいという要望があるのが常ですけれども、今、調査で時間かかったというお話がありました。今年度で終わるというお話もありました。ということは、今後は、進捗はスムーズに進むと考えてよろしいです。

**○赤嶺博康河川課班長**　防衛局のほうで実施している支障物除去の作業については、今年度で完了する見込みと聞いておりますので、次年度以降、上流側に向けて整備の推進が図れる状況かと思っております。

予算の確保に努めながら、できる限り早期の河川改修事業に取り組んでいきたいと思っております。

**○宮里洋史委員**　以上です。

よろしくお願いします。

**○西銘啓史郎委員長**　ほかに質疑はありませんか。

呉屋宏委員。

**○呉屋宏委員**　６ページ、６番の離島・へき地診療所緊急支援事業。

これ25か所やるといっているんだけれど、県立16か所、市町村立９か所、この分かれている意味を説明してください。

**○當間隆治医療政策課長**　今回、この診療所、県立16か所、市町村立９か所となっているんですが、離島にある診療所は県立のものと市町村立ございますので、それぞれ表記しているという内容になっています。

以上です。

**○呉屋宏委員**　市町村がやっている診療所というのは、基本的にどれぐらい市町村が支出をしている、あるいは県がどれぐらい補塡しているかというのは分かりますか。

**○當間隆治医療政策課長**　すみません、ちょっと手元にないので具体的な数字というのは出せないんですけれど、市町村立の診療所につきましては運営費補助、それから医療機器の購入補助等々、支援を行っているところです。

県立診療所に関しましては、繰出金で支援をしているという内容になっております。

以上です。

**○呉屋宏委員**　これ、小さい小規模離島の診療所というのは、それだけ財政が非常に乏しいわけですよね。

あなた方、20年前だったか、安田診療所を県立から国頭村立に持っていったでしょう。あれ、やはり厳しいところは財政が少ないからあれ過疎化しているんだよね。そういうところにこそ、あなた方県はもっと手厚い部分をやらないといけないんだけれど、こういう都会のところの県立病院というのはみんなが利用できる。だけれど、離島とか過疎地域というのは市町村に任せる。この在り方自体が、どうなのかなと思うんだけれど、これ何に対する補助なの。

**○當間隆治医療政策課長**　今回支援するものにつきましては、離島・僻地のほうが、今回中東情勢の影響で厳しい状況になっているということで、昨年度全県の診療所等々を対象に支援を行う補正予算を組んだところなんですけれど、それ以上に離島・僻地はさらに厳しい状況があるということがあるので、今回この重点交付金を活用して、さらに追加で支援を行おうというようなものになっております。

以上です。

**○呉屋宏委員**　どこまであなた方が、現状を捉えているかどうか分からないけれど、僕は、本来だったら企画部で全てを集約すべきだと思っているんだよ。

だから、僻地・過疎対策というのは、所管がどこにあるかって、僕は部局間で連携すべきだと前から言っている。保健医療介護部にこれがあって、消防防災ヘリの部分は知事公室になるわけでしょ。遠隔医療は保健医療介護部にある。だけど全体的な僻地医療、過疎対策は全部企画部にある。こういう連携し

たような過疎対策というのができなければ、僕はこれなかなか進まないと思うし、手厚い補助を出すことは大事なことだけれど、ここはもっと真剣に考えるべきだと思う。

どうですか、総合的な考えをもう一回つくり上げるつもりはないですか。

**○當間隆治医療政策課長**　委員おっしゃる意見も分かるんですが、私どもの保健医療介護部となっておりますので、地域の離島も僻地も医療提供体制の確保を図るというのが一番の任務と考えておりますので、そこに尽力していきたいというふうに考えております。

以上です。

**○呉屋宏委員**　保健医療部だということは分かっている、初めから。

だからこういう計画つくるときもそうだけれど、真剣に、もっと、企画部とやったりいろいろなところでやっているし、関係するところとやるべきではないのかというんだよ。あなた方だけでつくって、だから縦割り行政というのはここに問題があるわけだよ。だからそこはしっかりやってほしいと思います。

次、10ページ。

これ１番、台風や大雨等による被災を最小限に抑止するための緊急的な対応に要する経費と書いてあるんだけれど、これはどこのこと言っているのか。

**○與儀泰彦土木総務課班長**　お答えします。

こちらの応急対応費、土木総務課のほうで直接執行しない事業となっております。

土木建築部のほうでは、土木総務課ほか６課におきまして応急対応費を予算措置しておりますが、台風等による被災状況等を横断的に把握しまして、緊急性、県民生活への影響度を考慮した上で、土木総務課から各課のほうへ必要分を配分している状況でございます。

今回の補正につきましては、５月の豪雨及び６月の台風６号に伴い、被害があった道路等の対応に予算を配分したことに伴い、今後の対応となるための補正予算を計上しているところでございます。

以上です。

**○呉屋宏委員**　いやだからこれ、箇所を指定しないで、これだけ増額して補正するってことか。

**○與儀泰彦土木総務課班長**　今回の配分の状況につきましては、道路管理課に対して、県道34号線、中城村伊集において土砂崩れがあったことに伴い、そちらののり面対策に対して配分したということでございます。

**○呉屋宏委員**　質問取りに来ていたけれど、僕は納得いかないから、ここの席にいる皆さんにも説明してほしいと思うんだけど。

高速道路の北中城インターから出て、信号があります。そこの正面に岩が、２年前からぶら下がっているところがありますよ。

今度の台風でさらにこれが増えた、これ次の台風でもう落ちるよということを言っていて、災害対策をすべきではないかと言ったんだけれど、できない理由を言ってください。

**○比嘉博也海岸防災課班長**　お答えいたします。

当該斜面につきましては、過去の航空写真履歴及び土木事務所職員による事業者への聞き取りから、事業者による造成により地形が大きく改変されたことを確認しております。

県が斜面対策工事を行うためには、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく急傾斜地崩壊危険区域に指定する必要があります。

当該斜面については、危害が生ずるおそれのある人家が５戸以上でないことから、区域指定基準を満たしておらず、県による対応は困難であります。

以上です。

**○呉屋宏委員**　家が５戸以上なければ災害対策にならないというのがあなた方の理由ね。

もう一つは、あれ、今こうやって切り立っているわけですよね。あれ、事業者による地盤の改変ってあなた方は言うけれど、地盤の改変は断崖の途中までだったんだよ。上のほうはなかったの。途中からしか斜面になっていなかったのよ。この斜面の土を取ったからこうなっているんだとあなた方言っているんだけれど、崩れているのは上なんだよ。この斜面がそのまま残っているんだったら、岩が落ちてきたら県道まで行っていますよ。これ今この斜面を削ったから真下に落ちているんであって、あなた方言っていることはあべこべだよ。

ここの委員たちもみんな聞かれていると思うよ。何で県はこれは対策しないのかと議員はみんな県民から聞かれていると思うよ。それで、あなた方に聞くと何て言うかって、災害指定している区域ではないからという。そんなのあなた方の都合なんだよ。だからそれをやるためにどうやったらできるかという方

法を考えなさいと言っているんだよ。やらない理由は分かるよ。できる方法を探しなさいと言っているんだよ。あれ、いつまでもああいう状況にするの。それでいいと思っているかちょっと、担当部局は答えてください。あのままでいいと思っているんだったら。はっきりマイクを通して言って。

**○西銘啓史郎委員長**　休憩いたします。

（休憩中に、西銘委員長より答弁者の確認があった。）

**○西銘啓史郎委員長**　再開いたします。

**○大城宏冶道路管理課沿道景観推進室長**　道路管理者としては、現在、県道に被害が及ぶことを防ぐため、県道において対策工事、柵を予定しております。

この歩道と民地の間に、道路に転がってこないようにという、工事の予定をして既に発注して、資材の準備等を今やっているところです。

以上です。

**○呉屋宏委員**　皆さんね、あそこの道路通るときに見てくださいね。崩れたところの歩道、１メートルぐらいしかないですよ。

前はね、県は僕になんて言ったかといったら、２年前に言ったのは、あそこにトン袋を置いて、今、緊急的に２段置いて、石が来ないようにしていますと。ここをどうにか対策すべきではないかと私は言ったけれど、いやあの石は県道まで来ませんと言ったんだよ。じゃ何でここに２段のトン袋を置いているのという話もした。

今度は柵を入れるというんだけれど、歩道は１メートルしかないんだよ。１メートルに打ち込んで、歩道をもっと小さくするわけでしょ。この歩道初めから１メートル必要なかったということか。どうなの。

**○大城宏冶道路管理課沿道景観推進室長**　この柵というのは、それほど太いものではなくて、10センチぐらいですが、それほど歩道をいじめるような柵ではありませんので、十分な歩道は確保できると思っています。

**○呉屋宏委員**　あの大きな石が10センチぐらいのもので持つのか。

**○西銘啓史郎委員長**　休憩いたします。

（休憩中に、西銘委員長より一旦休憩し、答弁は午後から行うとの説明があった。）

午後０時休憩
午後１時20分再開

**○西銘啓史郎委員長**　再開いたします。
午前に引き続き質疑を行います。
午前の呉屋宏委員の質問に対する答弁者が、海岸防災課の又吉一誠海岸防災課長が見えていますので、発言を許可します。どうぞ。

**○又吉一誠海岸防災課長**　お答えいたします。
午前の部のほうでも、担当班長のほうから回答させていただきましたけれども、当該斜面は土地利用者により地形が大きく改変されたため、それが原因で、２年前に一部斜面が崩壊しております。その後、県のほうが対処できる方策を法律等も確認しながら検討した結果、現在の対策をしておりまして、その内容については土地利用者の方へも、以前よりお伝えしているところです。当該斜面の対応については原因者である土地利用者が行うべきではありますけれども、現状の対策は必要と考えますので、土地利用者、北中城村と意見交換していきながら、必要に応じ技術的助言等を行っていきたいと考えております。
以上です。

**○呉屋宏委員**　これはいいですか。斜面の上は宜野湾市なんだよ。つまり斜面から南側は宜野湾市、下の低いところが北中城村。そういう入り組んだ難しいところがあるんですよ。
もう一つ、あなたは今、地主による改変といったけれど、僕さっき説明したでしょ。あれ途中から斜面だったんだよ。上から斜面じゃないの、ここ、こう切り立っているところの、ここから斜面じゃなかった。あれはここから斜面なんだよ。何年前に斜面を取ったのか。覚えていますか。

**○又吉一誠海岸防災課長**　資料がないので具体的にいつというのははっきり答えられませんが、この前面の県道北中城線というのが施行した後に、その斜面を切り取られていたのが、ちょっと今記憶としては覚えております。

**○呉屋宏委員**　僕はさっきも言ったけれど、こういう断面に対して斜面がこうなっちゃったんです。上から岩は落ちている。この岩はこの斜面があれば、間違いなく県道までいっていますよ。斜面から転がって。斜面を切り取ったために真下に落ちているんだよ。それが１つ。

もう一つは、なぜそれがそういうふうになっているかというと、基本的に断崖の中に、横穴でお墓になっていた。だからこれがあなた方も確認しているはずだ。横穴が空いててそこにお骨が入っていた。いわゆる、お墓があったのよ。これむき出しになっています。これ３か所ぐらいあるんだ。これが斜面の中に埋まっていたということなのか。

**○又吉一誠海岸防災課長**　委員おっしゃっている斜面の改変の件なんですけれども、中部土木事務所の方はですね、この２年前に、一部崩落が起こった際に、過去の履歴等々も調べて確認したんですけれども、斜面の前面を改変しただけではなくて、斜面本体の部分、その部分を切り取って急傾斜にしています。それは確認をしております。その後に中間ぐらいにある大きな石が落ちているということで、その辺も調査の中で確認をしております。それも土地の所有者のほうに説明しているというのは聞いております。斜面のほうの墓のほうにも、恐らくその斜面に対してまた土地利用者が、一部いろいろ着手等もしているので、それでちょっとその後変わったのかなとは思っております。

以上です。

**○呉屋宏委員**　これは本人も言っているけれど、こちら側に鉄筋コンクリートの建物があるわけ、後ろのほうにね、あの沿道沿いに。あれを、パイルを打って、あの建物を造ったときに、もうそこからひび割れが起こっていたということも本人も確認しているわけ。これが１つ。

もう一つ聞くけれど、僕はこれからが心配なんだけれど。中部土木事務所が今、先週、今週と水曜日にドローンを飛ばして、上からこの調査をしている。なぜかというと上のほうにひび割れが起こっているということは、もう明らかにここから水が入って、さらにまた崩壊をする。それがあるから心配しているんだよ。これは中部土木事務所の事業でドローンの調査をしているんですよ、あなた方は。ということはこれが崩れるの分かっている。これ、１か月にわたってやるんですよね。そうでしょ。

**○又吉一誠海岸防災課長**　そのドローンの話は昨日ですかね、ちょっと中部土木事務所に確認したんですけれども。斜面崩壊の調査ではなくて、今回の防護

柵を設置するために、事前の工事の前の工損調査といいまして、工事をやった後に、例えばひび割れが入ったとか、そういう話があったら、ちょっと補償とかそういうことをやらないといけなくなりますので、その工損調査ということは聞いております。

以上です。

**○呉屋宏委員**　いやだからさ、そこまで言うんだったら、全部明らかにするけれど、あなた方がやるのは県道の歩道に、10センチ角のものを打ち込むんでしょ。なぜあそこの崖の上を調査しているの。

僕は昨日だったか一昨日だったか行けなかったから、宜野湾市議会の議員に僕の代わりに行きなさいと言って、それを見に行かせたわけだよ。ただやはり、その調査しているドローンの業者が、前回よりもどうもひびが大きくなっているかもしれませんというようなことを言っている。来週も調査する、再来週も調査するという中で、もしこのひび割れが本当に現実的になったら、県道まで行きますよ。ひびは県道につながるこの土地に入る駐車場の入り口のところも斜面なんだよ。だからこれを心配しているからなんだけれど、これでいいのかって。これでいいと言うのならいいよ。事故が起こってからこれどうするのという話をしているんだよ。僕はそれが心配で言っているんだよ。

ここはね、あなた方ができない理由をさっきも言ったんだけれど、できない理由を考える前に、やる方法はどうすればできるかということを考えないと、どれだけの車があの通り、渋滞地域だよ、あそこは。僕はそれを心配しているんだよ。だからやる気があるのかないのかを答えてくれと言っているわけ。

**○又吉一誠海岸防災課長**　先ほどの答弁と一緒になりますけれども、いろいろ検討した結果、今の方策になっております。委員おっしゃっている内容については、また中部土木事務所のほうに確認して、どういう懸念があるかどうかも確認していきたいと思います。

以上です。

**○呉屋宏委員**　最後に聞くけれど、今の段階であれを触るつもりはないということで考えていいいね。

**○又吉一誠海岸防災課長**　委員がおっしゃっているこのひび割れの状況とか、そういう話はちょっと私どもまだ確認しておりませんので、それを踏まえまして、必要があるかどうかですね、また検討していきたいと思います。

以上です。

**○呉屋宏委員**　それはもうこれでいいですけれども、僕はなぜやらないのかということをみんなに説明をしてほしいと思っていたから。質問取りで何回も来ているけれど、このままの状況では厳しいよということを、僕はあなた方に言いたいから。ここはしっかりと法律がどうのこうのではなくて、現実に合わせたものをつくらないと。法律は人間がつくっているものだから、やる方法を探すんだったらどうにか探せるはずなんだよ。そこは考えてください。

委員長、これで終わります。

**○西銘啓史郎委員長**　又吉課長ありがとうございました。

今から土木環境委員会に戻るんですよね。ありがとうございました。

休憩いたします。

（休憩中に、西銘委員長より県民の安全のためにどうやったらできるかの検討をお願いしたい旨の話があった。）

**○西銘啓史郎委員長**　再開いたします。

ほかに質疑はありませんか。

島袋大委員。

**○島袋大委員**　７ページ、８ページ。和牛畜産ですね。

優良繁殖雌牛導入支援事業ですが、これ今まで以前は１頭当たり18万だったのが32万に増額すると理解しています。実際、母牛の導入を支援するということですけれど、何度も議会で言っていますが、二、三年前は非常に厳しい状況ですから、母牛も手放して、今回新たに母牛を入れるための支援策かもしれませんけれども。その支援策を受け入れるための自己資金もない繁殖農家もいるということは、一つ理解していただきたいというのがあります。先ほど宮里委員の話も聞きますと、肉用牛肥育経営緊急支援事業は肥育農家に対してはやるけれども、和牛繁殖農家には非常に厳しいということもありました。

今実際、非常に厳しい状況というのは担当部署も分かることかもしれませんが、３年前は和牛繁殖は非常に子牛の競り価格も低い中で、肥育農家は逆に安いうちに子牛を買って育てているような形だったかもしれません。今回、繁殖農家の子牛の競り価格80万という数字が高い時期、流れで肥育農家に引き取ってもらうと今度肥育農家自体も飼料高騰で厳しい状況になるかもしれませ

んが、そういった今の繁殖農家の現状というのは、母牛も手放した中で導入できる農家はいいかもしれないけれども、導入する自己資金も非常に厳しい農家もあるということだけは、常々私が言っていますから理解していただきたいです。

そういう声も何度も、いろいろな有志の会の皆さん方の御意見も聞いていると思いますけれども。実際はどうなんですか。その辺は今の状況を見て、ここは踏み込んでできるけれども、ここまではもうできませんねというのは、もう言える範囲は言ったほうがいいかなと思っているんですけれど、どうですか。

**○真喜志修畜産課長**　お答えします。

委員おっしゃったように、現在子牛競り価格は回復してきているところですが、過去の借入金の返済などですね、いまだ厳しい経営状況にある農家がいることも認識しているところです。このような資金調達難航している農家に対しては、先ほどもお話しましたが、肉用牛経営サポートチームにおいて、経営状況の分析であったり、経営改善計画の作成支援、それから畜産経営の課題の具体化を行うなど、経営改善に向けた支援を強化しています。

また令和７年度より、畜産肉用牛経営ふりかえり支援事業というのをやっておりまして、その中でしっかり農家の現状を把握しながら、支援をしていきたいと考えています。

それから今回も基金等も措置させていただいて、様々な支援をしているところですが、先ほどの有志の会をはじめとした畜産農家関係団体から多くの要請を受けています。特に有志の会からは、生活支援のような給付金とか、そういったものの要望もございました。ただ、今回の基金事業の趣旨にはなじまないことから、そういった支援については困難であると考えています。

今回、繁殖雌牛更新に関わる事業に支援を拡充したのは、子牛価格が今上昇してきていることは非常に繁殖農家にとっていいことなんですけれども、雌子牛も、今もう75万を超えてきて、逆に、その繁殖農家がその雌子牛を導入したいというときに、どうしても費用が大きくかかってしまいます。そういったところもあって、今繁殖雌牛の減少が進んできているというところも分析しているところです。

そういったところにしっかり拡充して、繁殖農家の方が導入しやすいような事業を組んで、今回この繁殖雌牛の減少という大きな課題に対して取り組んでいきたいと考えています。

以上です。

**○島袋大委員**　関連するから、この８ページの粗飼料価格高騰緊急対策事業ですけれどね。これまさしくこの和牛繁殖農家の皆さん方もこの輸入粗飼料を使っているわけですよ。だから今言う肥育農家の皆さん方にだけやるのではなくて、この繁殖農家の皆さん方にもしっかりとその辺は公平に手を挙げるところは僕は拾っていくべきではないかなと思っているんです。

この輸入粗飼料は母牛に与えるのではなくて、子牛に栄養価の高い良質な粗飼料を与えるために繁殖農家は購入していると私は理解しているんですよね。だから、肥育農家よりは繁殖農家のほうが輸入粗飼料を使っている割合というのは非常に少ないかもしれないけれども、より子牛の成長をよくして、より大きくして、そこで肥育農家に引き渡すという形での、子牛を育てる意味でも重要な形でのこの輸入粗飼料を活用しているんですから、ここは是非とも何らかの形で、皆さん方の裁量で、繁殖農家の皆さん方も同じような形で拾ってもらえるという可能性、私はないとはいえないと思っているんですよね。ここはもう皆さん方の部署の裁量で、どうにかここは救い上げて、拾っていくべきだと思っているんですけれど。これをやることによって和牛繁殖農家の皆さんから手出しは若干抑えられると思っていますから。その範疇はないですか。

**○真喜志修畜産課長**　お答えします。

先ほど宮里委員からも御質問ありました粗飼料関係ですけれども、今、島袋委員がおっしゃったように、肉用牛繁殖農家においては、この子牛に対してこ栄養価の高いこういった輸入粗飼料を与えて、大きく育てようという農家もいらっしゃいます。

ただ県では、トランスバーラーなど栄養価の高い優良品種の牧草も育種しています。トランスバーラーについては県内各地域に広まっているところで、その栄養価の高い牧草を使って子牛を育成されている方もたくさんいらっしゃいます。

県としては、こういった優良な栄養価の高い牧草品種の普及であるとか、あとは実際、牧草の管理面ですね、しっかり栄養価の高い牧草を育てるための管理。先ほども話しましたが、生産性の落ちた草地の更新などによる牧草、また収量アップ、そういったところを、今、牧草の生産のモデル事業などをやってございます。より収量の取れる栄養価の高い草地を使ったモデル的なものも試行しているところでございますので、そういったところで支援というか、しっかり取り組んでいきたいと考えています。

**○島袋大委員**　まさしく課長が言っているのも私は理解しますよ。今言う牧草

をつくるために、いろいろな面でこの機械化含めての補助メニューはオールジャパンでもあるというふうに私も理解していますけれども。

今言う遊休地の活用、耕作放棄地の活用にしても中間機構がどういう活用しているかも分からないけれども、なかなか鈍い状況なんですよね。だから離れたところに300坪ということで苦しい中でもそういう離れたところで今牧草を植えている、使っているところもあるわけですよね。石垣とかの南部のところで荒廃地が、大きな面積で借りられるところはいいかもしれないけれども、中南部の一部のところは、この牧草を自分たちでつくるということ自体も非常にハードルが高い厳しい状況なもんですから。本当であれば非常に大きい牧草地の中で、１つの農家じゃなくて４つ、５つぐらいの農家が連盟して、連携してやるなどいろいろなやり方はあるかもしれないけれども、なかなかその辺が今土地を借りることが難しいというのが非常に壁となっていると思います。

だから、本当であれば県が遊休地を１つ借り切って、そこで県が牧草地をつくって、そこに買いに行く繁殖農家、肥育農家がいるとかいう形だったら、非常にバランスは取れたかもしれないけれども、なかなかここができなくて、だから牧草を農家たちは買っているけれども、さらに、輸入の粗飼料を足して、やるような形というこの枠組みの中でいろいろ考えている人たちもいるんです。そこはね、努力次第でそういった形で協力がこれからできるというのであればですね、いいような形で救える体制になると思っていますから、そこは時間かけて云々はないはずですから、一つ拾い上げてほしいなというのが私の思いです。

やはりこれ繁殖農家というのは、子牛をきちんと育てて肥育農家に渡すというのが、リレーでいうバトンタッチと一緒ですよね。そこが大事なところだと思っていますから、我々の和牛のブランドというのは全国でも非常に有数ですので、きちんとした栄養バランスの取れた子牛が、肥育農家に引き継がれてきちんとできているというこの一番の根本のところを私はひとつ御理解いただきたいと思っています。

今回いろいろな面での御尽力でこういった形で補正予算組んでいるけれども、これ農協から、飼料高騰も含めての要請があったけれども、もうこれほぼ農協の要請を酌み取ったということの理解でいいですか。

**○真喜志修畜産課長**　ＪＡさんだけではなくて肉用牛繁殖農家であったり、そういった関係団体の方から様々な要請がございました。

そういった要請の中から、要望の高い飼料価格高騰であったり、子牛価格下落に対する支援を行ってきたところです。

今回繁殖雌牛更新の事業の拡充についても、肉用牛農家であったり、そういった関係団体からも強い要望がございました。今回いろいろ競り価格の上昇等も含め分析したところ、やはりこの導入にかかる費用が上がっているというところで、支援拡充のため予算計上しているところでございます。

**○島袋大委員**　もう閉めますけれど、やはり先ほども、中小零細企業のこの融資も含めていろいろ努力をしている県単費の事業の話もありましたけれどもね。やはり我々この１次産業の沖縄の根幹となる、これを回さない限り沖縄の和牛というのは観光客の増加に含めて、食べるものがなくなったら大変なことになるわけですから。ここをしっかりと酌み取る意味でも、やはり中小と言われている繁殖農家の拾い方も含めて大事だと思っています。大規模、中規模、小規模というのは私はないと思っていますよ。きちんとしっかりと育ててもらって。我々は、生きていくために口にするわけですから、そこをしっかりと理解の上で何らかの形で輸入粗飼料の拾い方もできるはずですから、そこをしっかりと結果が出るようにですね、ひとつよろしくお願いしたいと思っております。

以上です。

**○西銘啓史郎委員長**　ほかに質疑はありませんか。

大田守委員。

**○大田守委員**　県単河川等災害復旧事業のほうで、11ページですね、５番目のほうで、設計業務委託等を発注するための補正という形で、１億400万円にプラスアルファ9258万、合計１億9658万円になっているんですけれども。これは入札不調があって、金額を上げたんでしょうか。それとも新しい工事箇所が増えることによって、設計委託ができたんでしょうか。

**○比嘉博也海岸防災課班長**　お答えします。

この５番の県単河川等災害復旧事業でございますが、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の適用除外となる災害復旧に必要な設計業務等に要する費用となっております。今年５月の大雨で白比川ですとか、沖縄環状線で崩壊、被害が発生しておりますので、その設計業務等に要する費用を今回要求しているところでございます。

以上です。

**○大田守委員**　１億余りが主に国からの補助で、設計のほうは、一般財源のほうから出すという形でいいんでしょうかね。

**○比嘉博也海岸防災課班長**　こちらの予算は一般財源と県債も入ってございます。

**○大田守委員**　普通は設計をやってから補正前の金額１億400万円というのは出てくると思いますが。これは工事の金額ということですよね。

**○比嘉博也海岸防災課砂防班長**　既決予算の１億400万でございますが、委託料です。委託料5400万、工事請負費が約4600万でございました。

**○大田守委員**　設計費は既に出ているということですよね。この１億400万円の中に入っていると。新しい工事箇所をやらざるを得ないから、新しくまた設計委託料が出てきたということでよろしいのかな。

**○比嘉博也海岸防災課砂防班長**　今年５月の大雨で公共土木施設が被災しましたので、その設計に要する費用となっております。

**○大田守委員**　9258万円で設計委託業務費で丸々ということでよろしいですか。

**○比嘉博也海岸防災課班長**　設計業務のほかに、工事を発注した後の現場管理費なども含まれております。

**○大田守委員**　工事は最初に決まっているわけですよね。設計委託を先にやるんじゃないですか、普通。

**○比嘉博也海岸防災課班長**　設計委託が今まさに着手しているところでございます。今回、補正で計上しております予算は、災害査定に必要な設計業務でございまして、国からいただく災害補助のメニューはまた別の予算がございますので、そこに工事費とかを計上しております。

**○大田守委員**　国に申請するものを査定するための設計委託ということですか。

**○比嘉博也海岸防災課班長**　そうです。

**○大田守委員**　オーケー。分かりました。

あとですね、今回１番目の原油価格高騰及び物価高騰対策に要する事業という形になっているんですが、農業のほうで、葉たばこ、そして畜産のほうで、補正予算を提出されてはいるんですけれども、私は農業は、物価対策するんであればですね、同じく葉野菜農家も、そこも相当な、今負担を感じているんですよね。肥料、そしてマルチビニール。場所によっては、苗木が発注してもなかなかこないと。植付けやろうにもできないと。そういったところまで、この物価高対策のほうでできるのかできないのか。

これはね、８ページの畜産から葉たばこ、そして漁業のほうも、同じく物価高対策であれば、葉野菜農家のほうまで考えることできませんでしたかということです。今葉たばこ農家さんと畜産農家さん、そして漁業、１次産業のこの３つです。

**○浦崎直也園芸振興課長**　お答えいたします。

まず初めに、農業関係の物価高対策についてお答えいたします。園芸品目に対しての物価高対策といたしまして、国の重点支援交付金を利用した、生産資材価格高騰対策支援事業があります。本事業におきましては、防風対策等の被覆資材、優良種苗、生分解性マルチ等の導入支援が可能となっております。当該事業の活用につきまして、関係団体に説明し、調整をしてまいります。

続きまして野菜の苗不足についてお答えいたします。

種苗会社に確認をしましたところ、野菜の植付けが重なる時期に、需要に応じられないため、受注する数量に上限を設けているということのようです。県としましては、生産農家の要望に応えられるように、県内種苗会社の生産状況の把握に努めるとともに、情報共有を図ってまいります。

以上になります。

**○大田守委員**　生産に対する補助金はできていると。今それで大丈夫だと。十分足りているんでしょうか。

**○浦崎直也園芸振興課長**　今のところ、不足の見込みは出ておりません。

**○大田守委員**　苗のほうなんですけれども、そこはこの地域をブランド化する

ということで、これは幾つかの、市町にまたがっております。そういった中で、やはりブランド化するためには、最初から農家の皆さん方から、結構需要が出てくるという予想して、本来苗を用意すべきだったのではなかったかなと思うんですよね。ブランド化を指定するのは、農家の皆さん方ではできないし、市と、あと県とのいろいろな調整があるはずなんですよね。そこは数を調整しながらできなかったのかどうか、それとも今後こういったことがないようにするための対策があるのであれば、お聞きしたいなと思っています。

**○浦崎直也園芸振興課長**　沖縄県では冬春季栽培ということで、秋頃に苗が非常に必要になってきます。委員からもお話受けましたピーマンについてですけれども、ちょっとピーマンで苗を買えない生産者がいらっしゃったということでした。私ども、別にも種苗会社がございますので、夏に、８月、９月にですね、需要見込み、必要量見込みのために、会議を持とうというふうに考えております。複数の種苗会社と。そこで１つの会社では補いきれない量がもし想定されるのであれば、また複数のみんなでやっていこう、そういった交通整理の役を私どもやっていければと考えております。

**○大田守委員**　ぜひともよろしく願います。農業の場合は、植付け時期があるんですよね。それを逃がしてしまったら間に合わないのでね。ぜひとも、そういった対策をよろしくお願いいたします。
　以上です。

**○西銘啓史郎委員長**　武田真総務部長。

**○武田真総務部長**　ちょっと補足させていただきたいんですけれど、先ほど資料３のほうに、今、表示していますけれど、農業関係の物価高対策、まとめられております。今説明した資料もこの真ん中のほうにある、生産資材価格高騰対策支援事業という形になっていますので、この辺りの資料もちょっと御覧になっていただければと思います。
よろしくお願いします。

**○西銘啓史郎委員長**　ほかに質疑はありませんか。
　徳田将仁委員。

**○徳田将仁委員**　お願いします。

７ページ。先ほどから話がされている繁殖農家のほうからなんですけれど、今回、繁殖雌牛に対する導入支援事業ありがとうございます。

それでですね、これまでですね、この和牛繁殖農家から、繁殖農家全体に行き渡る即効性のある直接支援というのも求められてきたと思うんですね。そして今回また請願書も出されているんですよ。その中で、今回の補正の中で、その要望に何か県が応えたというのはありますか。

**○真喜志修畜産課長**　お答えします。

県ではですね、これまで和牛繁殖農家との意見交換やアンケート調査を行うとともに、和牛繁殖農家や関係団体から、多くの要請を受けてきたところです。これらの中で要望の多かったですね、配合飼料購入費の一部補助であるとか、子牛価格下落に対する補助、それから優良繁殖雌牛の更新に係る支援などに取り組んできたところです。

今議会において優良繁殖雌牛の更新に係る支援の拡充を予算計上しているところでございますが、これについても多くの繁殖農家の方や、そういったところの御意見、それから関係団体等の御意見も含めまして、あと実際の競り価格であったり、繁殖雌牛の頭数の減少傾向であったり、そういったものを総合的に加味して、しっかり今回、その支援を拡充しようということで進めております。

**○徳田将仁委員**　僕が今言った質問はですね。現場の農家さんがお願いしたことはある程度こうやってどんどん要望はかなえていっていると思うんですよ。そうではあるんですけれど、直接支援というのもその中で入れていたんですよね、ずっと入っている中で、それについての検討は行ったのかという質問なので、そこについて答えてください。

**○真喜志修畜産課長**　これまでですね、先ほど島袋委員のほうからもありましたが、有志の会をはじめとする畜産農家、関係団体から、多くの要望を受けてきたところです。特にこの有志の会のほうからは、先ほどの話、生活支援資金のような給付金のような形で、そういった奨励金みたいなものできないかという、要請を受けてきたところでございます。先ほども少し答弁させていただきましたが、同基金事業の中ではですね、そういった趣旨になじまないところもありまして、そういったところへの支援は難しいと考えております。

**○徳田将仁委員**　分かりました。

それでいうんだったら、その直接的な支援というのは、そぐわないため今回はそういった事業は行わないという、私は今認識したんですけれど。この判断であればですね、違った目線からしたら、今の経営状況なら、繁殖農家は直接支援をしなくても、経営できるという判断にも捉えられるんです。そう判断したと。そういう農家の経営状況というのは、皆さん調べたのか。そして、農家と相談の上、これをしなくても大丈夫というのを決めたのか、その点も教えてください。誰と話して誰の判断で決めたのかというところですね。

**○真喜志修畜産課長**　先ほども少しお話したところですが、現在の子牛競り価格については、令和８年２月から５か月連続で80万超えております。かなり高い水準で今推移しているところです。和牛繁殖農家において一定の所得が確保されていると、試算しているところです。

しかし、委員おっしゃるように、過去の借入金の返済であったり、そういったところで、いまだ厳しい経営状況になる農家もいることも十分理解しております。そのようなですね、資金調達が難航しているなど、厳しい経営状況にある和牛繁殖農家に対しては、各地域に設置した肉用牛経営緊急サポートチームにおいて、経営状況の分析、経営改善計画の作成支援や、経営課題の具体化を行うなど経営改善に向けた支援を強化しているところです。

具体的なところで少し申し上げますと、サポート開始から、令和８年６月時点でのそういった相談件数については694件、そのうち経営相談については287件ございます。そのうち資金借入れに関わる相談が212件となっております。こういった、これまでの支援により、具体的に過去の負債の償還にかかる負担を軽減した事例、それから、運転資金も含め公庫資金を借入れした事例などもございます。そういったところをしっかり繁殖農家の方々の厳しい状況に対する支援についてはしっかりやっていきたいと考えております。

**○徳田将仁委員**　でも今まさにおっしゃったように、これらに600、700件ぐらいの相談が来て、そのうちの二百何十件はもう経営の相談で借入れの相談があったということは、まさにそれこそ普通に考えてこの補正予算で、対応してあげて、今すぐにでも助けなければいけない場所だったんじゃないんですか。それが普通だったら事業提案として、今農家さんが求めている直接的な支援が事業として出てくるはずなんですけれど、なぜそれを事業化しなかったんですか。

**○真喜志修畜産課長**　こういった厳しい繁殖農家の経営の方々なんですけれど

も、例えば過去の借入金の返済負担であったり、あと先ほど話した草地が少なくて経費が多くかかったり、それから子牛を出荷するんだけれど平均より価格が安くしか出せないとか、農家個々によって、いろいろな課題がございます。そういった課題について、このサポートチームを組んでいるんですけれども、畜産肉用牛振興公社であったり、ＪＡさんであったり、現場には家畜保健衛生所、県の機関でも普及機関もございます。そういったところで今、しっかりチームを組んでですね、そういった農家の課題を改善して、しっかり、もうけられるような経営体制にしていこうということで今取り組んでいるところでございます。

**○徳田将仁委員**　いい構想があっても、課題解決できなければ意味がないと思いますので、早期にとにかく動いてもらいたいと思います。

次のページ行きます。

８ページですね。優良乳用牛導入支援事業について質問したいんですけれど。今回この初妊牛の導入補助を増額していると思います。現場からの声で、これ以上牛を増やせないとか、買えないとか、施設、雇用の限界に達しているとかの声はないのか、まずこれをお聞きしたい。

そして、ただこの導入費用を補助するだけで、本当に農家がこれを利用して増頭更新に踏み切ると本当に考えているのか。現場とのミスマッチがないのかどうかを確認したいと思います。

**○真喜志修畜産課長**　お答えします。

委員おっしゃったように酪農経営についても、長引く飼料価格高騰などの影響で非常に厳しい経営状況にあると認識しています。県では、沖縄県酪農農業協同組合等と検討会議を今、県酪中心に設けています。そういったところに県もしっかり入っていろいろな農家の声であったり、県酪さんからもいろいろな声を聞いているところです。先ほど委員おっしゃったような状況も把握しているところです。

今回優良乳用牛の導入支援事業について拡充した理由については、主に北海道のほうから優良乳用牛を導入しておりますが、この事業は令和７年度から実施しているところで、今回、令和８年度当初予算においても継続的な支援として、8250万円を措置してきました。加えて令和７年度、乳用牛の初妊牛価格が今大幅に上昇していてですね、導入する酪農経営の影響を軽減するため、今議会の追加提案において補正予算2250万円を計上したところです。

導入が進むかということについてですが、昨年度の実績は手元にありません

が、去年もたしか二、三百頭近く導入しています。今年度も300頭の導入を予定しているところです。さらに県では、家畜改良センター、安田のほうにありますが、そこのほうで子牛を預かって、種付けまでして返すという取組していますので、そういったところの取組を併せて、しっかり乳牛農家の生産基盤の強化につながるように取り組んでいきたいと思います。

**○徳田将仁委員**　次の質問ですけれど、この増頭したくても、ふん尿処理が追いつかない、そんな声もありますか。

**○真喜志修畜産課長**　酪農の経営の課題の一つとしてそういったふん尿処理の課題というのも非常に以前から声は聞いております。県のほうですね、この酪農のふん尿処理問題に対する事業も過去に実施してきて、そういった処理方針なりつくっているとこです。ただ、なかなか改善しないところもあります。

　優良事例としては、八重瀬町のほうで、バイオマスを使って酪農のふん尿集めて、そこでしっかり処理しているというような事例もございますので、そういった事例も含めてですね、そういった声にしっかり対応できるように、検討していきたいと思います。

**○徳田将仁委員**　そこで、今おっしゃったように、もう全て今把握していると、皆さん把握してその声を聞いているという中で、今回はこの優良乳用牛導入支援事業を入れたと思うんですけれど、僕が結局言いたいのは、経営が赤字の状態で、増頭というのはやはりなかなか難しいところもあると思うんですね。だから、この生産規模拡大することも大事だけれど、それだけの条件にしないで、今の環境を維持するための老朽化機械の更新とか、そういった施設修繕に対して柔軟にできるような事業とかを、やはり補正とかでも、もちろん当初予算でも、どんどん入れていくべきかなと思うんですけれど、その議論というのが、今まであったのか、また今後そういったものを要件緩和などできるのかどうかの答弁ください。

**○真喜志修畜産課長**　そういった施設の老朽化であったり、乳用牛については機械とか搾乳器とかそういったものの老朽化などいろいろ課題がございます。そういったところについては、国の事業である畜産クラスター事業とか、そういった導入補助のほうが可能でございますので、肉用牛クラスター協議会というのがございますが、そういった中で、また要望ございましたら、対応できるということでございます。

**○徳田将仁委員**　続いての質問に移ります。

最後の12ページの予備費の部分でお聞きしたいと思います。今回この予備費で５億円を計上していると思います。その目的が、中東情勢の影響による県民生活や県経済への機動的な対応としていると思います。

まず、現時点でどのような事態を皆さんは想定して、どのような支援策を講じることを想定しているのか伺いたいと思います。

**○大湾朝貴財政課長**　お答えします。

まず今回追加提案したこの２号ですけれども、今おっしゃられたように中東情勢に関する県の実態調査を踏まえて、現時点で具体的に新たに予算措置が必要となった経費については、それぞれ各事業において所要額を計上して、それぞれ、今、計上しているところです。

ただ一方、この実態調査の中で、関係団体によって、事態が長期化した場合、年内に、自助努力のみでは対応が困難となる時期ですとか、あと公的な支援が必要となる時期というところについては結構、関係団体でばらつきがあるという状況も見えています。なので、この影響が発現する時期にタイムラグがあるというところがありましたので、今後、県民生活とか県経済の影響に迅速に対応できるようにということで、今後のための経費として予備費として今回５億円を計上しています。

以上です。

**○徳田将仁委員**　予備費の今の考え方なんですけれど、影響が出たら対応をする。それか、既に影響が出ている県民、事業者のために計上している、どちらなんですか。

**○大湾朝貴財政課長**　お答えします。

先ほども申しましたけれども、現在基本的に各部局において関係団体などの声を聞きながら、支援メニューというのを検討して、今回追加補正、追加提案している部分については、具体的な支援メニューとして整った部分について計上しております。

今後、予備費についても、今まだ具体的なメニューというのはありませんが、先ほどずっと議論がありますように、多分まだこれらメニューでは足りないところがあるのかなと思いますので、そういったところについては各部局において、関係団体の声を聞きながらさらなる支援メニューというところがあれ

ばこういった予備費を活用して予算化していきたいというふうに考えています。

以上です。

**○徳田将仁委員**　今そこで僕お聞きしたいんですけれど、皆さんがつくったこの補正予算の考え方というところ、一番最初のページですけれど、それいま一度読み直してほしいんですけれど。そこには「中東情勢の実態調査を踏まえた原油価格高騰の影響を受ける生活者や事業者に対する支援策又はその他緊急に対応を要する事業について、新たに予算措置が必要な経費を計上する」とあります。

先ほど僕はお話したんですけれど、塗装業の話。現場で既にもう数か月前から影響が出ている状況とも話しました。ナフサ不足で塗装業では職人が10名いても、塗料が２名分しかないから２名しか働かせられない。あとの８名は休んでください。もうこれを数か月続けてきました。もうこれ経営できない、駄目だ、もうこれは１回廃業するといった場合、その志を折ることになるので、一旦解散して、みんな職人ですので、これが落ち着いたらまた戻ってきて、しっかり経営やっていきたいという意味で、今は違う仕事を選ばざるを得ないとか、今それぐらいの状況なんですよ。

その中で、さっき言った県単融資事業の原価率の上昇の融資制度というところは、この材料そのものが手に入らない業者さんとかではもう全く効果がないという話をさっきさせていただきました。これは議事録に残すためにもまた同じこと言っています、ある程度。

そこで、重点支援交付金の緊急性を考えたときに、今さっきの話の考え方のときですけれど。普通はこのさっきのこの県単融資でも800億という予算規模だったじゃないですか。800億という予算規模の中に、今まさに助かる支援を実施すべきではないのかというところが、本当に県民の考えだと思うんですね。私も一県民ですから、議員でもありますし。

それを事業として提案してくるのが、皆さんのお仕事だと思っているんですね。そこで、この補正予算の考え方、この緊急に対応することにこれは該当しないのかをお聞きしたいと思います。

**○大湾朝貴財政課長**　今回の追加補正の予算の考え方で書いているのは、まず書いているとおり実態調査を踏まえたところの事業と、その他緊急というところは今回災害ですね、直前に起こった台風６号とか、そういったところがこの編成している最中にあったので、そういうところでそういった緊急的なという

ところで考え方として記載しております。
　以上です。

**○徳田将仁委員**　今おっしゃったのは、その他緊急というのは、災害を想定したことであって、こういった事業者、でも今さっきの答弁がおかしいなと思うのは、自助努力ではどうしようもない人たちを助けるためにとおっしゃったじゃないですか。先ほどね。今聞き方変えたら、この今の業種、塗装業でも、これ自助努力じゃどうしようもできない会社に該当しないんですか。

**○大湾朝貴財政課長**　先ほど中東情勢の実態調査を６月11日に取りまとめて発表していますけれども。その実態調査の中で、先ほど言ったようにそういった支援が必要な時期というのが、今ではなくて、１月頃だとかですね、12月頃だとか、そういった結構こう時期がばらばらのところが調査の中でありましたので、今回の具体的なメニューでは対応できない部分について対応するために予備費というところを今回５億円積んで、なので、そういったところにも緊急的に対応できるようにというところで、予備費を計上して対応していこうというふうに考えています。
　以上です。

**○徳田将仁委員**　業界によって、支援が必要な時期が何月、何月ということですけれど、今僕が言った塗装業は何月頃が支援が必要と想定されているんですか。

**○大湾朝貴財政課長**　すみません。
　ちょっとこちらで塗装業務の方々の意見が、何月頃かというところはちょっと把握していませんけれども。そういった今部局のほうで、そういった声とかですね、実態を踏まえて、こういった支援メニューというところを今回考えたものはこちらになります。
　今後、これ足りない部分というところは、また部局のほうで、それぞれ支援の在り方とか、必要性というところを検討して、こういったものが必要だというものがあるんであれば、こういった予備費も活用してやっていきたいというふうに考えています。
　以上です。

**○徳田将仁委員**　では、今の答弁内容を聞いているとですよ、今の県政には、

この塗装業界も含めてナフサ不足のこの職業の方々の声は届いていないという認識でよろしいですか。そこには取りまとめに入っていないんですよね。

**○武田真総務部長**　そういうことではなくて、様々な業界の方から意見をいただいています。先ほどから午前の委員会でもありましたとおり塗装業であったりとか、自動車整備業、そういった様々な業界で材料がなくて仕事ができないんだというような声は届いています。

我々が今回提案しているものもやはりその価格差だったり、そういう需要面、需要を確保するというところは比較的、地方行政としてやりやすいところなんですが、供給面、物をどう調達するかというところ、この供給面のところが、地方公共団体のレベルではなかなか手が出にくい。

今、どういったことが起こっているかというと、国のほうでは原油を上流にした場合に、既にある在庫の川中、川下というところをいかに外に出すか、下のほうに流していくかというのが経産省とか農水省とか中心になされていて、一方で国、大本の原油のところは、代替ルート中東から代替ルートアメリカからその原料調達、そういった形で、いかにその片一方で上流の方に原料流して、片一方で今既にある在庫をどう吐き出すかという取組をやっている。

実はこういった取組というのは、週１回程度、私のほうが窓口になって、総務省さんのほうに県の取組とか、国の取組状況をお互い情報共有しています。そういう意味でいうと、今、末端のところでは塗装業とかそういったふうなところがありますけれど、国と県、市町村を含めて、行政が一体となってそれぞれ役割分担をしながら支援をしているというのが実態ではないかと思っています。

もし供給面のところで、我々ができることがあれば、それは積極的にやるつもりです。今私の認識では、そこは国のほうが今一生懸命やっていただいているというふうに受け止めています。予備費５億円についても供給面で、我々が支援できるところがあればそれは積極的にやっていきたいと考えています。

**○徳田将仁委員**　私たちもですね、これは与野党関係なく、普通に考えて国が通常より、1.6倍とかそれぐらいナフサを入れて対応している。それでもなかなか目詰まりが回収できないとか、結局、国がそれ頑張ってもらっても、とにかく頑張ってもらっているかもしれないけれど、この沖縄県の末端のその業者までそれが届かなければ意味はないんですよ。だからそれを解決してほしい。それができないのであれば、今を助ける策をここで、今県に助けてほしいんですよ。その後にかかった予算は、また要求する、国にも要求する。それが政治

だと思うんですよね。だからそこら辺をしっかりと考えた予備費の活用の仕方、また県政の事業提案もやっていただきたいというのが、私の提言というか、お願いであります。しっかりそこら辺どうですか。

**○武田真総務部長**　委員のその思いも含めて、先ほど具体的に言いますと、経産省、沖総局の経産部とも連携していますので、そういった声も届けながら、県内の末端でこういうことが起こっているんだということも、声も届けたいと思います。

以上です。

**○徳田将仁委員**　以上です。

**○西銘啓史郎委員長**　ほかに質疑はありませんか。

高橋真委員。

**○高橋真委員**　７ページ７番、介護事業所等省エネ設備等導入緊急支援事業、２億2900万余りの補正であります。これは１号の補正でも、補助金の補正があったんですが、今回内容の中で高効率空調機器等の省エネルギー設備の導入費用を補助するための補正ということであります。具体的に、これはどういう事業所を対象に考えられているのか、内容を教えてください。

**○喜瀬達也高齢者介護課長**　どういう事業所ということでしたので、主に県内の介護保険施設が、そのボリュームゾーンになりますが、それ以外にも、養護老人ホームですとか、軽費老人ホーム、生活支援ハウスなど、お年寄りが安心して生活するような施設が主に対象となっています。

以上です。

**○高橋真委員**　事業所数、対象見込み事業所数はどのように算定したんですか。お伺いいたします。

**○喜瀬達也高齢者介護課長**　対象となり得る施設としましては、先ほど申し上げました施設類型が、令和８年４月１日現在で2833あるんですけれども、これらの施設が全て、例えば、今直ちに、空調設備を更新しないといけないとか、そういう状態にあるわけではないと思います。その内の一部が、実際には補助金を申請していただけるものと思いますけれども、今回は、例えば、空調

設備の耐用年数が15年と設定されておりますので、先ほど2800余りの施設のうち、15分の１ぐらいが、大ざっぱに見積もると対象になってはくるだろうと。そういう中で、施設の規模とか内容とか、様々なことを細かく調整をした上で整理をして、見積りとしては約100件ぐらいを今回対象として予算計上させていただきました。

以上です。

**○高橋真委員**　では補助額の上限と、その補助率ですね、この対象事業所等に沖縄本島が４分の３、離島が５分の４というふうに分けられております。その考え方について教えてください。

**○喜瀬達也高齢者介護課長**　まず本島地域４分の３につきましては、他県の事例を参考にして設定をさせていただきました。他県で重点支援交付金を活用して、似たような事業、介護事業所向けに実施しておりましたので、それを参考としております。上限額の1000万円もそれに習わせていただきました。

一方、本県につきましては、離島地域について、やはり生活をする上でも、あるいは事業を営む上、本島に比べてより厳しい状況であるということにつきましては、県民の皆様も共通の理解をいただけるものと思っておりますので、補助率につきましては、本島地域よりも高く設定をさせていただきました。

以上です。

**○高橋真委員**　分かりました。

補助対象の設備というのはどんなものを想定しているんですか。空調なんですか。エアコンですか、どういった種類ですか、お伺いいたします。

**○喜瀬達也高齢者介護課長**　３つ想定しております。１つ目メインは、業務用のエアコンが中心になると考えています。それ以外に、例えば照明器具をＬＥＤに変換することによっても効率は上がります。もう一つは給湯器。こういったものも古いものを使っている皆さんが、新しいものに変えていただくだけで、すごく効率化されて、光熱費を低く抑えることができるものと思っていますので、この３つを対象としています。

以上です。

**○高橋真委員**　これ物価高騰対策として、いわゆるコストがかかるものを、いわゆるエネルギー効率の良いものに変えていくという事業の印象を受けます。

さっき１号でやった補正は、いわゆる今すぐ補助というようなイメージを持つんですけれど、この２つの事業をやって、どう変わるんですか。県として明確なビジョンを持っていますか、お伺いいたします。

**○喜瀬達也高齢者介護課長**　直接のお答えになるか分かりませんけれども、委員御指摘のとおり、先ほどの事業自体はですね、今まさに、光熱費高騰等で困っている、どうにかしてほしい。そういうものを、補助金を交付することによって、今時点を助ける、少し苦労を和らげる、そういった事業になっていますけれども、今２号で説明した事業については、高効率の設備に更新することによって、短期的、今年度だけではなくて、今年度支援はするけれども、施設を更新することによって、今後数年あるいは10年後も、この効率機器が劣化するまでの間は、その効率的な状態が保たれて、施設を中期的に助けることができる。そういう意味で、先ほどの事業とセットで見て考えますと、短期の支援と中期の支援という抱き合わせで、施設を支援していく、そういった設計になっています。

以上です。

**○高橋真委員**　本質的なお話をしていただきたいなと私は考えておりまして、今、そういうエッセンシャルワーカーとか介護の現場が今ちょっと議題となっていますので申し上げるんですけれど、処遇改善ではないんですか。物価高騰に合わせて賃金を上げるということは、従業員とか、そういったものに対応していくために、この処遇改善に還元をされるような、いわゆるそういう取組というか、この補助金とか事業を活用することによって、好事例が生まれるとも想定されますし、しっかりとそのガイドラインを作成するなりして、こういう横展開をしていくという発想はないんでしょうか、お伺いいたします。

**○喜瀬達也高齢者介護課長**　介護サービス事業者向けの事業は、今回１号、２号で御説明した以外にも、令和７年度の２月補正で、合計で35億円分の６つの事業を、既に走らせております。

委員から今、御指摘のあった処遇改善につきましては、まさにその中の中心に据えられておりまして、２月補正で、介護分野の職員の賃上げ、職場環境改善支援事業として、処遇改善に必要な経費として、20億1772万1000円を、計上させていただきました。現在その執行に懸命に取り組んでいるところでございます。

以上です。

**○高橋真委員**　これ、いつも心配する部分があるんですけれど。事業はつくった、補助金はつくった。だけど、執行できなかった。もしくは思うような執行率にならなかったというのは往々にしてある話なんですよ。要するに一番重要なのは何かというと、担当課の努力も大切なんでしょうけれど、県民の生活がどう変わったかなんですよ、こういう事業で一番問われている部分は。

だから、今回は小規模、特に、大きい事業所で、事務執行能力があるところはそんなに心配しておりませんけれど。先ほど和牛、子牛のお話でもあったんですけれど、私が心配しているのは、小規模なんですよ。事務執行能力がなかなか難しい小規模事業所とか、または離島・僻地の、そういった事業所に、しっかりとこの省エネ補助金というのを、５分の４というふうな傾斜をやっているわけですから、活用できるような、こういう申請サポートという体制は徹底できるものなんですか、お伺いいたします。

**○喜瀬達也高齢者介護課長**　先ほども少し数を紹介しましたが、2800を上回る事業所が対象になってきますので、委員御指摘のとおり、しっかりと周知をする、あるいはサポートするというのは、大変重要になってきます。

今回の事業につきましても、専用の総合ポータルサイトを活用したり、県のホームページへの掲載をしたり、そして、あらかじめ対象となる施設宛に同報一斉メールで事業を周知したりと、様々な形で周知をしたり、支援をしたり、取り組んでいこうと思っています。

以上です。

**○高橋真委員**　だから、そういう、いわゆるこの大規模事業所とか、事務ができる事業所というのは、今、県がやった形で感度もいいので、たくさん活用していただけるのは想定できるわけですけれど、私が言っているのは、もう現場が大変で、現場に追われている小規模事業所とか、離島とか僻地の事業者さんがしっかり活用していただくということは、今おっしゃっていただいた以上に、伴走支援をしないといけないと思っているんですよ。それはしっかりとやっていただけるものなんですかと聞いているんです。

**○喜瀬達也高齢者介護課長**　個別、個別に丁寧な伴走支援というところについては、どこまでできるか一定程度限界はあるかもしれませんけれども、複雑な、そして幾つもの事業を今平行して、経済対策として走らせていますので、これらをなるべく、単純化して申請できるように、フォーマット、様式などを

工夫しておりますし、それをインターネット上で、簡単に選択式で、小規模な事業者が迷いなく、申請しやすいような仕組みを構築しているところですので、そういったものを活用しながら、あるいは関係する業界団体とかともですね、情報共有したり、相互に協力しながら、支援をしていけるように体制をつくっていきたいと思っています。

以上です。

**○高橋真委員**　約束でございます。

最後、あと一つだけ聞きたいんですけれど、６ページ番号４。生活困窮者緊急支援事業、今回の補正の内容を見てみますと、令和７年11月補正の5000万円余りに対する追加の措置ということで、3600万円余りの補正であります。その内容について、食糧、日用品備蓄等の支援を継続するための補正ということでありますけれど、内容について教えてください。

**○宮城石保護・援護課長**　まず今回御提案させていただいております生活困窮者緊急支援事業の概要について御説明申し上げます。

生活困窮者に食料提供を行っている団体、沖縄県労働者福祉基金協会に対しまして、約1100世帯分の食糧品及び日用品の備蓄支援として、3668万9000円を計上しております。

提案の理由に関してですけれども、先ほど委員おっしゃったように、令和７年度11月補正予算におきましても、同じ団体に対して備蓄支援を実施いたしました。この団体におきましては、11月補正事業により備蓄した物資や、民間企業等から提供される物資により食料提供を行っているところです。

現在も長引く物価高や中東情勢の影響が不安視されていることから、食料提供を求める方々の増加、民間企業から提供される量の減少にも対応できるよう、一定程度の備蓄量を確保していく必要があると考え、補正予算の提案に至ったところでございます。

以上でございます。

**○高橋真委員**　これ、事業期間はいつまでですか。今のこの備蓄の件ですね。

そして、追加で補正をしたということは、いわゆるその生活困窮者の方々に行き渡る食料というのが、減っているのか、増えているのか、食料配布対象者は増減があるんですか。お伺いいたします。

**○宮城石保護・援護課長**　まず事業の期間ですけれども、今回補正予算御承認

いただきましたら直ちに開始をしまして、８月から２月というふうに考えております。この備蓄によりまして、今年度いっぱいの食料を蓄えていくことができるというふうに考えております。

食糧支援を求める方が増えているか減っているかというところでございますけれども。昨年度の備蓄事業に関しましては、初めての実施ということがございましたので、一定程度、統計データ等勘案して積算をやっていますけれども、今回はその実績も踏まえてやっていますので、ニーズそのものが増えているか減っているかということはあまりそんなに差は出ておりませんけれども、今回は２月から４月の実績を踏まえて積算をした数字でございます。

以上です。

**○高橋真委員**　その対象者がどうなっているか分からないけれど、数字だけで打ち出したって話ですか。

**○宮城石保護・援護課長**　対象者に関しましては、急場食べるものがないんだというような方々が自立相談支援機関に訪れますので、そういった方々も、経常的におり食料配布しているというところですので、これはもう日々、窓口に来られる方の数になってきますので、特段、昨年度から増えた、減ったとかということはないと思っています。

以上です。

**○高橋真委員**　補正を組んでいるんですよね。今、物価高騰でいわゆる影響を受けたということでその部分を組んでいるわけですよね。でも、対象者、生活困窮者の推移というものが想定はできないのですか。どういう根拠なんですかということなんですよ。

**○宮城石保護・援護課長**　先ほど申し上げましたとおりなんですけれども、今回昨年度実施した備蓄事業で配布した実績、２月から４月の配布実績が、月平均しますと158世帯でございました。それを今回の事業期間７か月で掛けまして積算をしたところでございます。

以上です。

**○高橋真委員**　これはだから、増加傾向ですか、減少傾向ですかという問いです。

**○宮城石保護・援護課長**　昨年度２月に配布した世帯数は33世帯です。３月が283世帯、４月が158世帯ということで、非常に月によってばらつきがあるものですから、今回の積算に当たっては、月平均の数字、158で出させていただいたというところでございます。

**○高橋真委員**　分かりました。

一定数いらっしゃるということですね。そういうふうに受け止めたいと思います。ということは、食糧支援が必要な方が一定数いると。昨年から始まった事業なので今年度も継続してやっていきたいという意図だというふうに思っておりますけれど。

今回この補正の3600万余りを、全て食料備蓄支援に充てるわけではないと思うんですよ。ほかにもこの補正で増加した額というのはどういうものに充てられますか。

**○宮城石保護・援護課長**　お答えいたします。

今回、御提案させていただいております3668万9000円の内訳ですけれども、昨年度と同じ食品類の購入費が2677万円です。それに今回は新たに日用品のニーズがあるということで、例えば歯磨き、歯ブラシ、石けんとかそういった類いのものなんですけれども、困窮者の衛生面、健康面考えまして日用品も追加をさせていただきました。これが329万6000円となっております。その他、人件費、輸送に係る役務費、倉庫を借りる使用料というような形で積算をしてございます。

**○高橋真委員**　分かりました。

この生活困窮者緊急支援事業というのは、備蓄以外にも、生活困窮者暮らしサポート事業というのもありませんか、お伺いいたします。

**○宮城石保護・援護課長**　令和７年度の補正予算で計上しました生活困窮者緊急支援事業の中には、委員おっしゃるように食品券を配布する事業をやっておりました。

以上です。

**○高橋真委員**　私この食品券を配布する事業について非常に気になっております。お尋ねしたいと思います。

うちの公明会派の上原代表も、一般質問させていただきましたけれど、この

暮らしサポート事業ですね。受付期間はいつまでで、対象見込み人数は何名を想定していて、結果どういった執行率だったかもう一度教えていただけませんか。

**○宮城石保護・援護課長**　委員御指摘の暮らしサポート事業ですけれども、受付はもう既に昨年度で終了している事業ではございますけれども。この食品券配布事業につきまして、当初の計画が1450世帯でございました。結果、配った世帯が415世帯ということで、執行率は29％ということになっております。
　以上です。

**○高橋真委員**　私はやはりこういう、サポート事業も今回の生活困窮者緊急支援事業も含めて、そもそも執行部としては、この事業をやる目的があったと思うんですよ。目的は何だったんですか、お伺いいたします。

**○宮城石保護・援護課長**　私どもは、日々、自立相談支援機関の相談員の方々ともお話をしますけれども、やはりその困窮の対応にもよるんですけれども。本当にその日に食べるものがないというようなニーズはよく聞こえてきましたし、生活保護にしても、申請をしてから２週間最低でもかかってしまうというような現状はどうしてもありますので、その隙間を埋めるといいますか、当座食べるものを提供したいというようなことで、この事業を始めて昨年度提案させていただいて実施したというところでありますので、実際そこの自立相談支援機関の窓口につながっていただいて、確実な支援を届けたいというふうな思いで提案をさせていただいたものでございます。
　以上です。

**○高橋真委員**　執行率が29％の要因をお伺いいたします。

**○宮城石保護・援護課長**　この事業については市町村とも連携して、周知を図ってきたところではありますけれども、このクーポン券を受け取った方のアンケート等の結果によりますと、やはり自立相談支援機関の周知、認知度の低さというのに課題があったというふうに認識をしているところでございます。
　以上です。

**○高橋真委員**　これ先ほどの補正の予算の事業と比較をするとすごい矛盾があるんです。要するに、県としては生活困窮者の方々に支援をしようと補正を組

んで、支援が必要な方は一定数いるので、重要だからこれをちゃんと行き渡らせるために物価高騰対策のためにやっているかもしれませんが、一方で、昨年大急ぎで補正まで組んで、大急ぎで受付も３月末で終わって、行き渡らせたかというと、執行率としてはもう当初見込んだ件数のわずか29％でしょ。

29％しかなかったということは、言い方変えると、これはそもそも、この事業をやっただけなんですよ。事業としてやっただけなんです。

県民生活のことを考えたら、県民の暮らしがどう変わったかというときに、どう行き渡らせるかということを徹底してなかったんじゃないですか、これ。つまりどういうことかというと、必要な人に支援を届けますよと言っておきながら、届けていない。届けずに事業終わったわけですよ。こういうやった感だけを出す事業は、私ちょっと考えものだと思っているわけであります。どういう反省があるんですか、お伺いいたします。

**○真鳥裕茂生活福祉部長**　今回課長のほうから、執行率が29％ということで説明させていただきました。この執行率についてはもう厳粛に受け止めているところではございます。

まずこの事業ですね、少し補足させていただきますと、単純にクーポンを配るというのが目的ではなくて、支援を必要としている方に、相談窓口に来てもらって、それで包括的な支援につなげるというのが目的でありまして、このクーポン自体は呼び水ということで一応考えているところでございます。

そういった中、今回自立相談支援機関というところで相談を受ける窓口になっているんですけれども。基本的にこれ法律上、市と県で設置するということになっています。委員御承知のとおり、市はそれぞれの市の中にあるんですけれども、ほとんどの市がですね。県につきましては町村をカバーするというところで、窓口は町村の役場のではなくて、先ほども話がありました、委託している労福協のほうに貸しビルというんですか、そこのほうに窓口を設置しているというような状況がございます。

そういった中で、やはり、アンケートで見えてきた結果というのは、どうしても認知度が低いという結果が見えてきました。今回この、事業自体が市町村と連携してやってきたわけですけれども、市の相談窓口で支援計画をつくって、クーポンを差し上げるという形で３か月ですがやってきましたが、29％しかなかったというのは厳粛に受け止めています。

実際この事業は今、調査事業も同時並行で、この事業の細事業としてセットしております。その中で、このクーポン事業の効果だとか、そういったのも測定することになっています。秋頃に結果が一応出るので、その中で、支援につ

ながっていない層の掘り起こしとか、今後の生活困窮支援の方向性等についても提言させてもらうことになっていますので、そういったものも踏まえながらですね、どういった形で対応していくのが適切なのかというのは、議論して考えていきたいと思っています。

**○高橋真委員**　自立相談支援機関につなげていくというのは当初の目的だから分かるわけであります。困難な世帯に対して、もうある程度見込みもつくって、働きかけるということを、県として本当に現場の市町村と連携ができて今の結果なのかということなんですよ。事業をやるんであれば、きちんと執行すること、そしてその支援を行き届かせることに注力をしないといけないんじゃないですかという視点なんです。

**○真鳥裕茂生活福祉部長**　おっしゃるとおりでございます。

ですので、先ほどからお話しましたように、市のほうには相談窓口、この支援機関がございますので、市とも連携してやってきました。

今回ですね、町村は県が見ているわけですけれども、独自で、一時的な相談窓口という形で設置している町村が３つございます。北谷町、恩納村、読谷村ですね。

そういった形で、この支援機関を使いやすくするためには、やはり地域住民の窓口である役場内に一時相談窓口を設置してもらうのが一番効果的だなということで思っております。

そういったものを普及するためにも、いろいろ相談窓口設置に向けての説明会、またその職員の講習というのも、県でも手がけてやっていますので、今、調査事業でその辺を分析してもらって、それを受けて、そういった対応も普及させていきたいなと思っているところでございます。そうすることが、特に県がカバーしている町村の住民にとって、一番相談しやすい身近な窓口になるのかなということで考えております。

**○高橋真委員**　部長、それは、るるこれまで分かったこととか、これからの展開というのはいいんですよ。それをしっかりとやっていただければいいんですよ。

要するに、県として、事業を実際実施して、30％に満たない、もう70％の人たちは置き去りなわけですよ。私から言わせてもらうと。これだけ対象見込みを絞って事業展開して行き渡ることができたのが29％だったということ自体は厳粛に受け止めないといけないと思います。まずはそのスタートなんです

よ。この事実を受け止めない限り、次の反省には生かませんのでね。だからもう、この取り残さないとかいろいろ申し上げますけれど、これ取り残されまくりですからね。はっきり言いますと。それだけは厳粛に受け止めてください。
以上です。

**○真鳥裕茂生活福祉部長**　どうもありがとうございました。
今、調査事業を入れていますので、その辺の結果も踏まえて、厳粛に受け止めて対応してまいりたいと思っています。
よろしくお願いします。

**○西銘啓史郎委員長**　ほかに質疑はありませんか。
渡久地修委員。

**○渡久地修委員**　５ページの２番の省エネ家電購入支援事業。環境部の事業になっていますけれど。二酸化炭素排出量削減ということですけれど。これをやることによる削減効果というのが分かればお願いします。

**○横田恵次郎環境再生課長**　今回の増加分を含めますと、10年前の一般的な製品からですね、買い換えたという計算をいたしますと、年間で約1800トンの二酸化炭素削減が見込まれております。

**○渡久地修委員**　これ見ると、エアコン最大３万円、冷蔵庫最大２万円、テレビ最大１万円というのがあって、その次に括弧があって、いわゆる２種類の販売店があるんですけれど、この左側のいわゆる販売店数と協力店の数を教えてください。

**○横田恵次郎環境再生課長**　まずですね、括弧書きに書かれているものは地域協力店というものになります。地域協力店につきましては、キャンペーン加盟店のうち全国展開している大規模な家電量販店以外の加盟店でありまして、県内に本店を有する中小企業、いわゆる地域の電気屋さんといったものが該当いたします。
今回のキャンペーンに参加しました地域協力店は宮古、八重山地域を含めて約260店舗となっております。
また、地方協力店から対象商品を購入した場合はですね、付与するキャッシュレスポイント等が約２倍になることから、地元のさらなる活性に寄与する

ものと考えております。
協力店の総数は通常店が60店舗になりますので、合計しますと320店舗となります。

**○渡久地修委員**　この目的ですが、二酸化炭素排出量の削減ということでありますけれども。これ購入する県民一人一人への支援になるのか。それとも町の小さな電気店とか地域協力店、そういうところへの支援なのか。あるいはこの二酸化炭素排出量の削減なのか。どっちが主な目的、中心的な目的になっているのですか。僕はこの３つが目的に該当すると思うんだけれど。主な目的はどれですか。

**○横田恵次郎環境再生課長**　今回補正予算案に計上しております省エネ家電の事業ですけれども、既決予算と同様に省エネ性の高いエアコン、冷蔵庫及びテレビの購入に対して、県民に支援を行うものであります。
省エネ性の高い家電を設置することによって、家庭からの二酸化炭素排出量も削減できるということでございます。そして、省エネ性能が高いことから家庭で使われる電気料金の負担も減るということで、そういったところでＣＯ2の削減と県民の電気料金の負担削減が図れると、それを促すためにそういったキャッシュレスポイントを付与しております。
またですね、そういった県民に補助を行うことで、店舗に直接補助するわけではございませんけれども、それが呼び水となって店舗でも購入が促進されるということで、店舗のほうでも売上げにつながっていくというふうに考えております。

**○渡久地修委員**　私この260店舗の地域協力店、いわゆる町の個人経営の電気屋さんも含めてね、そういったところは、相当これで恩恵があるんじゃないかなと思うので、その辺は商工労働部とも一緒になって、ぜひ私は普及していただきたいと思います。よろしくお願いします。
次に、６ページの４番ですけれども、先ほどありました生活困窮者緊急支援事業。これは、私は今需要が非常に増えていると思います。私のところにももう今日食べるものがないとか、こういう相談が増えているんですよ。だからこれはね、ぜひどんどんもっと執行してほしい。ただし知られていない。ほとんどこれが知られていない。パーソナル支援センターだと思うんですけれども、この皆さんの相談機関受託者というのは県内に何か所ありますか。

**○宮城石保護・援護課長**　お答えします。

県が所管している町村部を所管する相談支援機関の窓口が５か所ございます。それと、11市がそれぞれ１か所ずつということで、計16か所ございます。

以上です。

**○渡久地修委員**　先ほど言いましたけれど、今、私たちの周りでも実感でも増えているんですよ。課長が先ほど言った、あまり前年度と増えていないようなということ言っていたけれど、実態は周りで増えているけれども、そこが知られていないというのが僕の実感ですから、これは周知徹底ぜひやってください。これはこれからもっと増えると思いますよ。本当にね。もう今日食べるものがないといって相談に来る人が多いんですよ。ぜひそこはよろしくお願いします。

次に５番。子どもの居場所物価高騰対策事業ですけれども、当初予算から今回補正組んでいますけれども、当初予算で行っていた事業は、何か所の支援で何名の支援人数でしたか。そしてこれが今回の補正でどれだけに増えるか、お願いします。

**○大平明こども家庭課主幹**　お答えします。

本事業は、当初予算において、247か所の子どもの居場所等を支援対象として、支援対象となる居場所の利用者は約8500人を見込んでおりました。

今回、当初予算の要求時には想定できなかった子どもの居場所等における食支援のニーズが増加しましたので、支援対象施設数を162か所増加の409か所とし、支援対象となる居場所の利用者は約5500人増加の約１万4000人として、補正予算を計上したところです。

以上となります。

**○渡久地修委員**　これは、この間に増えたということか、それとも調査で今まで支援が行き届いていなかったところが見つかったということか。どちらですか。

**○大平明こども家庭課主幹**　今回の補正では、物価高騰による子育て世帯の影響を受け、これまで食事提供していなかった無料塾等の居場所において寄贈等の食品を募りまして、独自に配食支援を開始しているという現場の実態を把握しました。

その把握実態を踏まえまして、対象箇所数を拡大することとしました。これらの民間の自主的な食支援活動をできる限り等しく下支えできればと考えているところです。

以上となります。

**○渡久地修委員**　１日当たりの支援額は幾らになりますか。

**○大平明こども家庭課主幹**　配布する食料品は居場所１か所の１日当たりの食材料費の物価上昇影響額を1900円として、年間の開所日数に応じた金額の食料品を配布することとしております。例えば、年間120日開所する場所においては、1900円掛ける120日の22万8000円、税抜きとなりまして、税込み約25万円分の食料品を配布することとしております。

以上となります。

**○渡久地修委員**　ぜひ頑張ってください。

あとですね、委員長の指摘があったから要望にこれはとどめますけれど。学校に登校する子どもたちの中で、朝御飯を食べないで登校する子どもがいるよという話も聞いています。皆さん方も聞いたことあると思います。うるま市とか那覇市のある学校で、校長先生自らがいろいろ工夫して、パンを買ってきてその子たちに提供しているとかというのもあります。

皆さんのところ聞くと、そういう子どもたちを、この居場所につなげるために頑張っているというんだけれど、朝ご飯をいろいろな家庭的な事情で食べないで登校する子どもたちがどれぐらいいるのか、この子どもたちをどうやって支援していくのかというのをぜひ調べて検討していただきたい。

そして、これから夏休みに入りますので、夏休みになると学校給食が食べられなくなって、もう一日御飯が食べられなくなるかもしれない、怖いという子どもたちもいるという話も聞きますし、皆さんも聞いていると思います。そのための居場所事業でもあると思うんだけれど、この居場所につながっていない子どもたちもいっぱいいるわけですよね。だから、夏休み、これから夏休みに入っていって給食がなくなったら、楽しみにしていた給食が食べられなくなるという子どもたちを、どうやってこれから援助していくのかというのを、ぜひこれは調べて、次の９月議会にまた質問しますので、部長ぜひ、対処していただきたいんですが、一言。

**○大平明こども家庭課主幹**　実態のほう確認させていただくとともに、先ほど

夏休みの件がありましたが、当初予算、既に食料品を買う予算を準備しておりますので、今大急ぎで食料品を購入して、早急に配布できるようにしているところです。ですので、夏休み期間中の子どもたちにできる限りの支援をしていきたいと考えております。

以上となります。

**○渡久地修委員**　分かりました。

最後に、12ページの予備費。内容特定しての予備費というのもこれもあまり聞かない。過去の事例含めて教えてください。

**○大湾朝貴財政課長**　お答えします。

当初予算ではこれまでも予備費５億円で、災害など不測の事態に対応するためやっていますけれども、こういった形で年度途中で増額というところはこれまでも何回かあります。

これまでも一番大きかったのが令和２年の新型コロナのときも、こういった予備費のほうをそのときはトータルで18億円追加して、合計で20億円ぐらいの予備費を用意して、そのうち、実際執行したのは13億円ぐらいだったんですが、そういった形でやっています。

予備費については、そういった新型コロナウイルス対策ですとか、豚熱、北部豪雨もそうですし、あとそういった本当に緊急的な部分についてこれまでも活用してきているところです。

以上です。

**○渡久地修委員**　活用は当たり前。新しく６月補正で積むというのは、めったにないことですよねということなんですよ。

**○大湾朝貴財政課長**　お答えします。

そうですね、こういった形で補正予算を途中で増額するというのは先ほど言った令和２年度の新型コロナウイルスのとき以来になります。

以上です。

**○渡久地修委員**　部長、コロナを体験しましたよね、私たちは。皆さんも。あのコロナのいわゆる体験というのは、こういう大きな災害級とか、こういったものに対しては、非常に皆さん方いろいろな対応、蓄積していると思うので、今度もしっかりとこれを生かしていると思うので、生かして、そして５億円今

度積みましたね。しっかり対応して、先ほどの答弁あったように、これは現在進行形の中でのこの５億円だということだから、これからもっともっと対策取らないといけないと。そうなると５億円でつないでいって、次は９月議会とかいろいろなところでまた対応しないといけないと、そういう皆さんも、いわゆる中期的な視点で捉えていると、取り組んでほしいと思うんですが、いかがですか。

**○武田真総務部長**　調査結果でも、現に影響が出てるのが約７割。今後出てくるという懸念を考えているところは９割というところになっています。

いろいろな業界の中でその価格転嫁の時期によって、懸念が表面化するのが、タイムラグがあろうかと思っています。今回その５億円の予備費も、業界の求めがあればタイムリーに対応して、県としてはその事業者、生活者のその生活を守るために、今回５億円の予備費を計上しておりますので、ぜひこの辺りは委員の皆様にも御理解いただければと思います。

**○西銘啓史郎委員長**　ほかに質疑はありませんか。

仲宗根悟委員。

**○仲宗根悟委員**　よろしくお願いします。

９ページの15番なんですが、泡盛価格高騰緊急の原料米の購入支援についてなんですがね。今泡盛業界は、泡盛出荷量も年々減少傾向にあるというようなことを伺っております。現在泡盛業界、経営状況をどういうふうな状況にあるのかお聞かせいただけませんか。

**○下地裕ものづくり振興課班長**　泡盛の移出数量といたしましては、県内外ともに平成16年がピークになっておりまして、それ以降、減少の傾向となっております。沖縄県の酒造組合によりますと、令和７年にも出荷量の減少がありまして、原材料の高騰ですとか、若者のアルコール離れ、消費者の嗜好の多様化などが影響しているということの発表がありました。

現在ですね、泡盛製造業44社ありまして、全体の営業利益がマイナス２億8200万円というふうな赤字となっており、個別の酒造所における営業損失としましては44社中23社が赤字というふうな状況と発表されております。

また移出の数量に関しましては、酒造組合の発表によりますと、泡盛と、泡盛由来のリキュールなどを含めた移出数量が合計で１万2227キロリットルということで、令和６年度と比べますと、さらに減少しているところでございま

す。
　以上です。

**○仲宗根悟委員**　泡盛業界もいろいろな工夫をしながら消費拡大に努めているという、チューハイもつくりながら嗜好に合ったような業界も努力をしていると思うんですが。今、44の事業者というようなお話なんですけれども、僕の認識では、46事業者、そして１組合なのかな。それで47の事業者が今、沖縄に存在するというふうに認識しているんですが、今のお話からすると44事業者ということなんですが。そうすると廃業ないし営業中止に至った業者もあるのかなと思うんですがね。この47事業者というのは、ちょっと僕の数字間違いなのかな。

**○下地裕ものづくり振興課班長**　今申しました44社というのが、泡盛を製造している製造事業者になります。そのほかの２社が協同組合と、古酒の里ということで組合で泡盛を販売している事業者ということで、泡盛自体を作っている事業者としては44社ということになります。

**○仲宗根悟委員**　了解しました。
　終わります。

**○西銘啓史郎委員長**　ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**○西銘啓史郎委員長**　質疑なしと認めます。
　以上で、第３号議案に対する質疑を終結いたします。
　休憩いたします。

午後３時８分休憩
午後３時30分再開

**○西銘啓史郎委員長**　再開いたします。
　次に、乙第１号議案沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。
　ただいまの議案について、総務部長の説明を求めます。

武田真総務部長。

**○武田真総務部長**　ただいま通知しました、令和８年第２回沖縄県議会６月定例会総務企画委員会乙号議案説明資料を御覧ください。

３ページを御覧ください。

乙第１号議案沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

この議案は、特別休暇に係る人事院規則が改正されたこと及び他の都道府県の状況を考慮し、被害者参加人として裁判所等に出頭するための特別休暇を取得できるようにする必要があるため、条例を改正するものであります。

この条例は公布日から施行することとしております。

以上で、乙第１号議案の説明を終わります。

御審査のほど、よろしくお願い申し上げます。

**○西銘啓史郎委員長**　総務部長の説明は終わりました。

これより、乙第１号議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**○西銘啓史郎委員長**　質疑なしと認めます。

以上で、乙第１号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第２号議案沖縄県職員の給与に関する条例及び沖縄県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

ただいまの議案について、総務部長の説明を求めます。

武田真総務部長。

**○武田真総務部長**　乙第２号議案沖縄県職員の給与に関する条例及び沖縄県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について、御説明いたします。

この議案は、在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部が改正されたことを踏まえ、外国勤務手当の算定の基礎に同行子女手当の額に相当する額及び在外単身赴任手当の額に相当する額を加えるなどの必要があるため、条例を改正するものであります。

改正の概要としましては、外国勤務手当の算定の基礎としている在勤手当の

名称変更に伴い、住居手当を在外住居手当に、配偶者手当を同行配偶者手当に変更するとともに、新たに同行子女手当の額及び在外単身赴任手当の額を算定の基礎として追加する。

また、同行子女手当の額を算定の基礎に追加することを踏まえ、職員に同行する子に係る扶養手当は支給しないこととする。

さらに、単身で外国に駐在する職員の国内の住居に係る住居手当を新たに支給することとしております。

この条例は公布の日から施行することとしております。

ただし、外国勤務手当の算定の基礎に同行子女手当の額を追加すること及び職員に同行する子に係る扶養手当を支給しないことについては、令和８年８月１日から、その他は令和８年４月１日から適用することとしております。

以上で、乙第２号議案の説明を終わります。

御審査のほど、よろしくお願い申し上げます。

**○西銘啓史郎委員長**　総務部長の説明は終わりました。

これより、乙第２号議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**○西銘啓史郎委員長**　質疑なしと認めます。

以上で、乙第２号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第３号議案地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を議題といたします。

ただいまの議案について、総務部長の説明を求めます。

武田真総務部長。

**○武田真総務部長**　８ページを御覧ください。

乙第３号議案地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について御説明いたします。

この議案は地方自治法及び同法施行令の一部が改正されたことに伴い、同法及び同令を引用する関係条例の規定を整理する必要があるため、条例を改正するものであります。

改正の概要としましては、地方自治法及び同法施行令の一部が改正され、同法令の条項が繰り下げられたことに伴い、関係条例で引用している条項を改正

するもので、いわゆる条ずれに対応するものです。
なお、この条例は、令和８年９月24日から施行することとしております。
以上で、乙第３号議案の説明を終わります。
御審査のほど、よろしくお願い申し上げます。

**○西銘啓史郎委員長**　総務部長の説明は終わりました。
これより、乙第３号議案に対する質疑を行います。
質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**○西銘啓史郎委員長**　質疑なしと認めます。
以上で、乙第３号議案に対する質疑を終結いたします。
次に、乙第４号議案沖縄県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。
ただいまの議案について、総務部長の説明を求めます。
武田真総務部長。

**○武田真総務部長**　乙第４号議案沖縄県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例について、御説明いたします。
この議案は、宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく許可申請等の受理及び送付に関する事務など、知事の権限に属する事務の一部について、権限の移譲に係る市町村長との調整協議が調ったものを当該市町村が処理することとする必要があるため、条例を改正するものであります。
この条例は、令和８年10月１日から施行することとしております。
以上で、乙第４号議案の説明を終わります。
御審査のほど、よろしくお願い申し上げます。

**○西銘啓史郎委員長**　総務部長の説明は終わりました。
これより、乙第４号議案に対する質疑を行います。
質疑はありませんか。
島尻忠明委員。

**○島尻忠明委員**　今部長から説明がありましたが、権限移譲の件なんですけれど、これはこの受付とか、届出だけを権限移譲するんですよね。

**○與座嘉一郎建築指導課班長**　お答えいたします。
委員の認識のとおりでございます。

**○島尻忠明委員**　やはり各自治体においては、そこの盛土を検査するとか、パトロールするとかですね、大変、厳しいところがあります。
しっかりと皆さんマンパワーのある県が見て、いろいろとパトロールしないと、勝手に盛土をやっているとかですね、他府県ではそれで事故とかもありますので、ぜひ、その辺はしっかりと沖縄県のほうで責任を持って監視していただきたいと思いますが、いかがですか。

**○與座嘉一郎建築指導課班長**　委員の御指摘のとおり、地域のほうで行われることがありますので、出先機関等も踏まえましてパトロールのほうの協力を依頼しているところでございます。
建築指導課においても定期のパトロールを実施するなど、適切な監視業務について努めてまいりたいと考えております。

**○島尻忠明委員**　ぜひ、最近いろいろな災害等もありますので、問題が起こっている他府県もありますから、しっかりとこのパトロールしながらやっていただきたいと思います。
以上です。

**○西銘啓史郎委員長**　ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**○西銘啓史郎委員長**　質疑なしと認めます。
以上で、乙第４号議案に対する質疑を終結いたします。
次に、乙第５号議案沖縄県税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。
ただいまの議案について、総務部長の説明を求めます。
武田真総務部長。

**○武田真総務部長**　乙第５号議案沖縄県税条例の一部を改正する条例について、御説明いたします。

この議案は、地方税法の一部が改正されたことに伴い、一定の災害危険区域内にある住宅及び土地を不動産取得税の課税標準特例措置等の適用除外とするほか、個人県民税の住宅借入金等特別税額控除の適用期限を令和25年度分までに延長するなどの必要があるため、条例を改正するものであります。

改正の概要としまして、１点目に不動産取得税の特例措置について、一定の災害危険区域等の区域内にある住宅または市街化調整区域のうち土砂災害警戒区域もしくは一定の浸水想定区域の区域内にある住宅及びその土地を適用対象から除外するものであります。

２点目に個人の県民税の住宅借入金等特別税額控除について、居住年を現行の令和７年度までから令和12年までに、適用期限を現行の令和20年度分から令和25年度分のそれぞれ５年間延長するものであります。

この条例は、改正の１点目については令和11年４月１日、改正の２点目については令和９年１月１日から施行することとしております。

以上で、乙第５号議案の説明を終わります。

御審査のほど、よろしくお願い申し上げます。

**○西銘啓史郎委員長**　総務部長の説明が終わりました。

これより、乙第５号議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**○西銘啓史郎委員長**　質疑なしと認めます。

以上で、乙第５号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第６号議案沖縄県宿泊税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

ただいまの議案について、総務部長の説明を求めます。

武田真総務部長。

**○武田真総務部長**　乙第６号議案沖縄県宿泊税条例の一部を改正する条例について、御説明いたします。

この議案は、特別徴収義務者の事務の効率化を図るため、名護市の区域内に所在する宿泊施設に係る宿泊税の賦課徴収に関する事務を、名護市が処理することとする必要があるため、条例を改正するものであります。

改正の概要としては、条例附則別表に新たに名護市を追加することで、沖縄

県宿泊税の賦課徴収に関する事務を名護市が処理することとするものです。
この条例は公布の日から施行することとしております。
以上で、乙第６号議案の説明を終わります。
御審査のほど、よろしくお願い申し上げます。

**○西銘啓史郎委員長**　総務部長の説明は終わりました。
これより、乙第６号議案に対する質疑を行います。
質疑はありませんか。
大田守委員。

**○大田守委員**　今回の名護市のほうが賦課徴収に関する事務を受けたということなんですけれども、この事務を各市町村でやるのと、県のほうでやるのとでは、市町村に対して幾らぐらいの手数料が生じるんですか。

**○呉屋陽慈税務課長**　お答えします。
市町村と県の税収については、全体では税率２％のところを、市町村が独自で徴収する場合については、市町村が取り分1.2％、県が0.8％となります。
以上です。

**○大田守委員**　ありがとうございます。
その代わり、市町村の事務は増えると思いますので、もう少し、この手数料が増えれば、各市町村ももっと手を挙げるんじゃないかと思うんですけれども、それは今後の課題としてありますか。

**○呉屋陽慈税務課長**　市町村と県の税収の配分については、現行、今、答弁した内容になるんですけれども、今後、３年後の見直し期間を設けておりますので、そのときまでに課題等を踏まえた上で検討していきたいと思います。
以上です。

**○大田守委員**　ありがとうございます。
以上です。

**○西銘啓史郎委員長**　ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**○西銘啓史郎委員長**　質疑なしと認めます。

以上で、乙第６号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第35号議案沖縄県知事の給与の特例に関する条例を議題といたします。

ただいまの議案について、総務部長の説明を求めます。

武田真総務部長。

**○武田真総務部長**　乙第35号議案沖縄県知事の給与の特例に関する条例について、御説明いたします。

この議案は、ワシントン駐在に関する不適正な事務処理に鑑み、県民の信頼の回復に努める決意を示し、透明性を確保した行政運営を一層推進するため、知事の給料の額を減ずる特例措置を講ずる必要があることから、条例を制定するものであります。

具体的には、知事の給料月額の45％に相当する額を１か月減額して支給するものであります。

施行期日は、公布の日の属する月の翌月の初日から施行することとしております。

以上で、乙第35号議案の説明を終わります。

御審査のほど、よろしくお願い申し上げます。

**○西銘啓史郎委員長**　総務部長の説明は終わりました。

これより、乙第35号議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

島袋大委員。

**○島袋大委員**　１点だけ。昨日、質疑ちょっと聞きました。

ワシントン駐在問題に関する調査の報告書は、最終本会議に提出されると聞きましたけれども、それに準じて今回の条例案が最終本会議で諮られるということですが、調査報告書を見た上でこの条例案を提出するのは分かるんだけれども、同時にこの採決も含めてというのは、私はちょっと順番が違うのではないかなと思っているのが、私の個人的な考えか分からないけれども。

これずらして８月に臨時議会をするとかさ、そういったことまで皆さん方がちゃんと考えれば、我々は、もうちょっと深掘りしていろいろ意見交換もできるんだけれども、ワシントン事務所百条委員会から調査報告書も出されていな

い、見てもいない中で、この条例案が出される順番というのがちょっと私は違うのではないかなと思っている点が１つなんだけれど、どうですか。

**○仲村卓之人事課長**　お答えします。

まず百条委員会に関しましては、地方自治法第100条に基づいて、議会に認められた権限でございまして、それとは別に、地方自治法第147条以降で、知事の権限、包括管理権というのが規定されています。

私たちは昨年から、第三者による調査検証委員会の報告ですとか、あと監査結果、それから内部統制の評価報告などで、このワシントンの事実関係を確認してまいりました。

最終的に昨年の11月に知事公室のほうで、ワシントン駐在の活動及びＯｋｉｎａｗａ　Ｐｒｅｆｅｃｔｕｒｅ　ＤＣ　Ｏｆｆｉｃｅ，ｉｎｃ．の設立経営に関する報告書というものを公表しましたけれども、そのときに、まずそこの事務処理に関わっていた沖縄県職員の責任等、地方公務員法上でいう懲戒処分事由に該当するのかどうかといった調査を、総務部のほうで併せて知事公室からの非違行為報告書を下に調査を行ってまいりました。

最終のこのワシントンの、知事公室が出した報告書を公表する際に、職員の懲戒処分等についての分限懲戒審査委員会というのを開催しまして、訓告措置というのを実施して、それを公表したところでございます。

それと併せて、そのことに対して、県知事として今後のこの不適正な事務処理があったことを認めた上で、県民に対して、県民の信頼回復をどのようにするかというのを知事のほうで検討された上で、昨年の11月議会に給与の減額特例条例を提案されたところでございます。

それについては審査未了で、２月議会で廃案となったところでありますが、今回提案したのは、改めて知事の任期というのも９月に迫っている中で、昨年11月に提案した条例と同等の効果をするためにはどうすればいいかということで、知事のほうで自らがお考えになって、45％の１か月ということで今回改めて提案させていただいたものでございます。

百条委員会についてはもちろん議会の権能として十分尊重するべきだと思っておりますので、それは百条委員会で新たな事実等が確認された場合には、そのことに対しては、また適正に対応していきたいというふうに知事のほうでは考えているということでございます。

以上でございます。

**○島袋大委員**　では教えてください。

この月額を45％といったら金額的に幾らになるんですか。

**○青木研二人事課班長**　今回の45％減額をした場合の減額額は、約55万4000円でございます。

**○島袋大委員**　55万4000円の減額ということですけれども、このワシントン事務所は、いろいろな面でこの予算的に大体約10億円投入して、成果は皆さん方いろいろ出たというかもしれませんけれども、今のこの事務処理のずさんさを含めて、非常に違法性があるということでほぼ見られている中で、10億円という我々県民の血税を投入して、今の現状なっているわけですよ。

そこで55万4000円で決着をつけようなんて、私はナンセンスだと思っていますし、ましてや６月30日にボーナスも支給されている中でね、月額の45％で、この着地点を見いだそうということ自体がおかしな話ですね。

もう一点が、池田副知事がこのワシントン事務所も含めて責任を持って本人が辞任するということは、分かりましたと受理をしておいてですね、自分はこの45％で着地点を見いだすということ自体が、私はリーダーとしていかがなものかと思っているんですよね。

ここはしっかりと県民に説明する義務がある中で、いろいろな面でぎりぎりまで引っ張っておいて、この45％で着地点をさせようということ自体が、今のところ私は納得いきませんので、これ以上質問しませんけれども、しっかりとこれは本会議場でどうなるか分かりませんけれども、きちんとした県の執行部として知事も改選がある前で、しっかりとこの決断をするべきだと私は思っているんですけれども。

そこは皆さん方答弁できないかもしれませんけれども、できる範囲がありましたらどうぞ。

**○武田真総務部長**　ワシントン百条委員会の調査報告ということで、それがまだ審査中ということで２月議会では廃案になったということは我々も承知をしております。

６月定例会ということで、冒頭の提案についても考えたんですが、やはりワシントンのほうの調査報告がまだ調っていないということで、ぎりぎりまで知事のほうではタイミングを計っておりました。今回、先例に基づいて議会に提出するとしたら、一昨日だったか……、提出期限が控えておりましたので、そこで改めて知事のほうから議案を提出するという運びになりました。

先ほども御案内があったとおり、百条委員会による報告で新たな事実が判明

したなどの際には、その内容を精査した上で、事実関係に基づいて適切に対応してまいりたいと考えております。
以上です。

**○西銘啓史郎委員長**　ほかに質疑はありませんか。
呉屋宏委員。

**○呉屋宏委員**　僕はもう一点だけ。これね、百条委員会が完全な報告がなされないから、我々は継続審議にしなかったんだよね、前回は。
ということは、これまだ結論が出ていないわけだから、私はこの35号を採決するときに参加していいのだろうかと思いもする。私はこの35号の採決には個人的には加わりたくない。そう思っているので。
これは最終日の13日までに調査報告が出るんだったらそれ以降、やはり改めて臨時議会で、僕は７月末でもいいから、やるべきだろうなと思っています。
これはもう、意見として聞いてください。以上。

**○西銘啓史郎委員長**　ほかに質疑はありませんか。
徳田将仁委員。

**○徳田将仁委員**　先ほど、人事課長がおっしゃったのもそうなんですけれど、当初15％の３か月分、上げられたではないですか。それと同等の効果を出すようにということで、今回45％の提案だと思うんですけれど。
15％のときのでもいいですので、その計算の根拠を教えてください。

**○仲村卓之人事課長**　沖縄県も含めて、都道府県の知事がこういった不適正な事務処理において、何らかの自ら給与減額するなどの措置することがよくありますけれども、特に相場というのはございませんで、10％から上限は様々五、六十パーセントまであると思います。大体期間としては１か月から数か月間というのが大体なのかなと思います。
沖縄県においても、過去に不適正な事務処理でこういった知事のほうで給与減額したというのがございまして、例えば令和４年度に３か月、これは国庫請求の事務処理手続の誤認等が重ねて発生したとき。このときは15％の３か月をしております。
令和５年度、令和６年１月から３月にも、不適正な会計処理の事案が重ねて

発生したことに対して、給与減額しておりますが、そのときも15％の３か月ということとなっております。

ただこの、令和４年度と５年度につきましては、副知事のほうも10％減額をしたところなんですけれども、これはそのときに担当していた副知事であるということで、三役一緒に、そういったけじめをつけたといいますか、給与減額したというところでございます。

今回のワシントンに関しては、そのワシントン事務所の開所時には、知事はまだ就任してなくて、前任のときに行われていた事案から起因した事実であるということで、全国的にもちょっと、そういったことで、都道府県知事が就任前の事案について給与減額をするのがあるのか調べたところ、１件だけ東京都知事がですね、豊洲市場整備の関連で小池知事が給与を10％減額したということがございます。

そのときには行政の長として、けじめをつけるべきということで、お一人だけ、知事だけということで、玉城知事におかれては、これらの実例についても検討したのではないかなというふうに思っています。

以上です。

**○徳田将仁委員**　今の話を聞いて、やはりこういう手続ミスとかも含めて、今回、県が出した答えとしては、パーセンテージに上限はない中で、この10年間10億円使ったというものに対して、県知事の１か月分の給料を15％引く。それを３か月分やっていく。それが45％だという根拠だと思うんですけれど。

それが今回の、県からの県民に対しての責任の取り方のメッセージとして私達受け取ったんですよ。だってワシントン事務所のような前例のないこと、ほかの都道府県でも。パーセンテージの上限も何もない中での15％と決めたのは、これが県の決意だと思って私たちは受け止めているんですね。それはそれでよろしいと思います。それがそちらの結果ですので。

それで、この結果の取り方として、自分たちが自らが設置した調査特別委員会の報告書の中でそれを受けてのこの結果じゃないですか、ですよね。それがベースで今回はそれに至ったわけですよね、その結果にね。

それは百条委員会の結果は、全く今は反映させていないわけですから。そこで反映させたときに、今後、また新たに事実が認定されたり、発覚した場合は、またそれなりのけじめを取る気あるんですかという昨日質問したと思います。そこで知事は、はい、そのときにはやりますって言ったんですよ。

そしたら、そのけじめの取り方というのは、どういったことが想定されるん

ですか、教えてください。

**○武田真総務部長**　そこは報告書を見てみないと分からないというのがこちら側の立場になってきます。

多分委員がおっしゃっているのは、その前にいろいろアクションのやり方というのがあるんじゃないかという御質問だと思いますけれど、我々の立場からすると報告書を見て、その事実関係を御確認した上で、対処方法についても検討したいと考えています。

**○徳田将仁委員**　僕が言っているのは、責任の取り方についてなんですけれど。例えば新しい事実が認定されたときに、じゃまた、どういった手続を踏んでいって、どういった責任の取り方になるのかが分からないんですよ。あの場でも答えがやはりなかったので。

仮に一般論としてどうなるのかなというのを教えていただきたくて。

**○武田真総務部長**　ですからそこは百条委員会の最終報告の中で、どういった事実が判明するかによって、その事実の重さ等々も検討しながら、どういった対応ができるかというのを考えることになろうかと思っています。

**○徳田将仁委員**　分かりました。

また再度、給与減額という形になるのかとか、そういった形になるんですか。

**○武田真総務部長**　可能性としてはありますけれど、予断を持ってそこは今断定できるわけではございません。

**○徳田将仁委員**　そのほかには、給与減額以外にはどういったことが想定はできますか。

**○武田真総務部長**　例えば謝罪だったりという部分もあるかと思っていますので、そこは、その新たな事実関係の中身に応じて、どういった対応が必要なのかというのを、内部でまた検討したいと思っています。

**○徳田将仁委員**　これは、知事だけではなくて、やはり職員に対しても、再度、何かしらのまたペナルティというか懲戒処分、何かしらの処分というのは

与えられるんですか。

**○仲村卓之人事課長**　先ほど申し上げたように、４度のいろいろ調査報告書をまとめる形で、知事公室が最終的にまとめたものがあって、今それをベースに、職員の訓告措置をしたところでございますが、それ以外の新たな不適正な事務処理等が出てきた場合は、それに基づいてまた非違行為があったのかなかったのか、懲戒処分、該当事由に当たるのかどうなのか、可罰性はあるのかどうなのかという、一般職の現職の職員については調査をします。

ただ、特別職に関しては、地方公務員法が適用されませんので、そういった場合は、例えば給与減額する場合は、議会に条例案を諮るしかありませんし、そういった責任の取り方が考えられますけれど、今、部長も言っていたように、予断を持って、そこを申し上げるのはちょっと適切ではないかなと思います。

以上です。

**○徳田将仁委員**　これ人事課長にお聞きしたいんですけれど、人事課長が６名の訓告者出したじゃないですか。

こうやって判断して、３名はちょっとさらに悪かったとやる中で、その時点で、何で訓告にしたかといったら、大きな県への損害を与えていない、その時点ではというのをよく言っていたんですね。

それ以降、今現在まで、その時点ではというのはよく言っていたので、それで判断しましたって言っていたんですけれど。それ以降というのは、何か変わりありますか。

**○仲村卓之人事課長**　６名のうちの３名については、法人設立時に深く関わった方でございます。残りの３名については令和２年の株式会社じゃないかという照会があって以降の是正されなかったことに対するものということで、３名対象となっておりますので、そういった意味でいうと、令和２年以降、令和６年までの不適正な事務処理については、全て調査が済んでいますので、それ以外のものが出てくれば、新たに調査をしますけれども、そこに含まれているというふうに判断できるのであれば、調査にまでは至らない可能性もあります。

**○徳田将仁委員**　分かりました。

**○西銘啓史郎委員長**　ほかに質疑はありませんか。
　宮里洋史委員。

**○宮里洋史委員**　先ほどの呉屋委員の質問とも重なるかなと思うんですけれども、前回出された15％、３か月の条例と今回出された条例、同じ効果なので同じような条例だと思うんですよね。
　前回否決された理由が、百条委員会に提出されていないから、調査報告できていないから判断できません、我々はと。今回、報告書出ていないんですよ、まだ。なぜこれを出したのか。しかも同じ同様の効果ですよ。これこそ議会軽視じゃないですか、僕らの話聞いていますか。もっと言ったら、知事はこれを本当に反省しているのかということなんですよ。
　この条例提案前回否決された、私たちも県民の代表ですよ。前回否決されたにも関わらず、同じこと出すというのはどういうことなのか、答弁お願いします。

**○武田真総務部長**　前回は否決ではなくて、審査未了で廃案となったという形で……。

**○宮里洋史委員**　否決とは言っていませんよ。廃案になった理由ですよ。審議できなくなった理由ですよ。そういう意味の否決ですよ。

**○武田真総務部長**　前回廃案になったということの理由が、ワシントン百条委員会で審査しているということでした。我々もそのワシントンの報告書の進捗状況は常に注視していたんですが、知事におかれてはもう、今議会中に条例案の提出を見送れば、任期中に自分の決意を示す機会を失ってしまうという考え方から、今回、最終期限に提出をさせていただいたというのが、知事の気持ちでございます。
　本来だったら、ワシントンの調査報告を待ちたかったんですけれど、今議会中に提案するとなったら、もう最終期限までぎりぎりまで待ったんですけれど、知事としても提案させていただいたというところが、今回提出した理由となっております。

**○宮里洋史委員**　７月13日に最終報告を出す流れというのはあなたたちも知っていると思います。であれば臨時議会でも可能じゃないですか。
　なぜ勝手に最終期限を設けているんですか。議会軽視でしょって言っている

んですよ。

**○武田真総務部長**　議会を決して軽視しているわけではございません。
　我々としてもぎりぎりまで待って、今議会で提出できる最終期限まで待ったというところでございます。

**○宮里洋史委員**　いやいや、僕が言っているのは、臨時議会でも出せますよねって言っている。

**○武田真総務部長**　確かにその情報として７月13日にまとめる方向だというふうには聞いてはいますけれど、実際に決まるかどうかが分からない中で、知事としては、今議会に提案する最終的な期限で出させていただいたというところでございます。

**○宮里洋史委員**　議会は確かに今回定例会最後だけれども、知事の任期の期間の最終期限内では、臨時議会を行うことはできますよね。

**○武田真総務部長**　それは臨時議会はできます。

**○宮里洋史委員**　次の質問に行きます。
　これまで減額しているというお話なんですけれども、何回減額条例出されて何か月減額されたのか。

**○仲村卓之人事課長**　これはどこまで遡ってですか。

**○宮里洋史委員**　２期８年。

**○仲村卓之人事課長**　現知事のところということですね。
　現知事は平成30年10月に就任されていますけれども、令和に入りまして、令和４年６月期の期末手当を0.05月、これは期末手当の減額改定する一般職との均衡を考慮したので不適正な事務処理ではないんですけれども、期末手当を減額しております。
　それから令和４年度に、先ほど言った国庫請求の事務処理手続の誤認等が重ねて発生したことに伴って、知事においては15％の３か月、副知事は10％の３か月を減額しております。

令和５年度にも、不適正な会計の事務処理事案が重ねて発生したことから、知事においては15％の３か月、副知事において10％の３か月減額をしております。

以上、この３度でございます。

**○宮里洋史委員**　分かりました。

今県としては、このワシントン事務所問題と言われているものは、もう調査も終わって、あとはもう道義的な部分の知事の減額で終わりという判断ということで捉えてよろしいですか。

**○仲村卓之人事課長**　先ほど申し上げましたように、地方自治法第148条の地方公共団体の長が持っている包括的な事務の管理執行権に基づく調査については、11月の知事公室の報告書調査で一通り終わりです。

知事は別に議会を軽視しているわけではございませんので、百条委員会はまた根拠が違いますので、地方自治法第100条に基づく百条委員会については、その報告は重く受け止めるということでございます。

**○宮里洋史委員**　県は終わりとありましたけれども、百条委員会に呼ばれている方も県ですよね、もちろん。

今回、人事としては訓告処分にしたのは、重大な過失、または虚偽はなかったって判断したって言っているんですよ。けれど、何回にもわたる、気づけたじゃないかという職員の声が表に出なかったのは、隠蔽・隠匿の疑惑があると思うんですよ。

あと一つ、再委託に関しては直接契約だったので実態は異なっているわけです。間違いなく異なっている。これは、コア社からは、再委託にしてくれと県から言われたからということは、再委託の書類を直接確認しなかったからって手続ミスと言っているんですけれども、本来であれば、正当な公金の支出ではないからこそ、これは虚偽に関与したんじゃないかと疑惑もあるわけです。

その疑惑の調査を県は行っていないわけなんですよね。それでもって、訓告及び知事の減給処分というのを、もし私たちが調査報告書を出したとしても、受け止めるように思えないです。

この２つの事案で取ってみても、再調査しますか。

**○仲村卓之人事課長**　総務部として、懲戒処分等をどのように手続を進めていくかと申しますと、今回で言えば知事公室のほうから、歴代の知事公室に属し

ている職員の非違行為報告書というのが上がってまいります。その非違行為報告書で、新たな非違行為が確認できたのであれば、そういったものが知事公室長から上がって来れば、総務部において責任を持って調査をした上で、審査会を開いて判断をしていくということになるかと思います。

**○宮里洋史委員**　以上。

**○西銘啓史郎委員長**　ほかに質疑はありませんか。
　大田守委員。

**○大田守委員**　今回の条例の案なんですけれども、15％の３か月というのは、これはもう慣例でそうなっているんですか。

**○仲村卓之人事課長**　慣例と申しますか、令和４年度とか５年度の件も考慮した上で、こう判断されたものと思っています。

**○大田守委員**　今回のものと若干違うと思うんですけれども、茨城県の常陸太田市。そちらのほうでは、同じように行政ミスで、市民に対して損失を与えてしまったということで、確か市長は１年３か月を給与減額しているんですよね。確か５％減額やっているんですよ。
　それとともに、職員も１％か２％、役職によって違うんでしょうけれど。そして議会のほうも、この予算を通したということで、議員も報酬を２％から３％、減額やっているんです。
　やはりそれぐらいの責任の取り方があると思うんですよね。
　前回、条例案が出たんだけれども、結果的には審査未了という形だったんですが、私はもう少しこの減額のほうは検討するのではないかなと思っていたんですよね。でも、全くそのまま提出されているもので、数字的には。これは、それ以外に考えようがなかったんでしょうか。

**○仲村卓之人事課長**　考えようがなかったというよりも、昨年11月時点で、県としての調査は一応一通り終わって公表して、それで一般職の職員は処分をしたわけですね、措置をしたわけです。それに併せて、知事としては、自らの姿勢を示して県民からの信頼を回復したいということで、11月時点で、百条委員会は百条委員会での権限あって、調査しているのは分かりますが、それとは別に、県の調査の一つのけじめとして、そういう条例案を提案したところで

す。

その後、百条委員会が継続中であることを理由に、審査未了、廃案となったんですけれども、それを受けて、その百条委員会のスケジュール感とかも見ながら、様子を見ていたんですけれども、最終的に６月議会まで来てしまって、任期はもう次の９月途中までであるということで、先例で、最終的に期限であるおとい提案させていただいたということでございます。

まず、職員の給与を減額することに関しては、一般職の職員ですね、それは地方公務員法に基づいて、懲戒処分の中に、免職、停職、減給、戒告とありますので、本当に職員に懲戒処分、減給するほどの事実があれば、そちらのほうで検討すべきなのかなと思っております。

あと議会議員の報酬につきましては、これも議会のほうで検討される事項であるかと思いますので、我々のほうではそこに言及することはちょっと困難かなと思っています。

以上です。

**○大田守委員**　確かに議員の報酬のほうはね、私たち議会がどうするかという問題だと思います。ただ職員に関しては、常陸太田市はそこに関わった職員だけではないんです、全職員。多分これは労組と一緒になって話し合ったと思います。やはりそういった考え方もあったのかなかったのか、これちょっとお聞きしたいと思います。

**○仲村卓之人事課長**　沖縄県としての考え方としては、現職の一般職の職員であれば、地方公務員法が適用されて懲戒処分の適用を検討するということでございまして、それ以外のもう既に退職された元職の方については、地方公務員法の適用ができませんので、そちらについては返納してもらうとかですね、そういったことは検討はしておりません。

**○大田守委員**　ちょっとそこかみ合っていないんですね。常陸太田市は、そのミスを犯した職員ではなくて全職員、１％か２％をやっているんですよね。これは職員に対してやりなさいということではないんですけれども。

ただ本当にこの10億円、県民からすれば大変なお金なんです。この10年間、10億円というお金は。やはりそこは、知事として、行政のトップとして労組とも話をしながら、あとは議会のほうの議長とも話をしながら、私は一期生なので初めてこのこと分かったんですけれども、本来、議会も含めて一緒になって考えるべき問題だと思うんです。この減額条例出すんであればね。でも

そこまでは至っていないですよね。議会とも議長とも話をされていません。
だから今後、こういうことがないようにするのであれば、百条委員会の戒め文でしっかりと書いていただくという形にしないと、同じことを繰り返す可能性があるんですよ。そこはしっかりと考えて、そして給与条例だけではなくて、私は知事の謝罪まで求めます。
以上。

**○西銘啓史郎委員長**　ほかに質疑はありませんか。
よろしいですか。
休憩いたします。

（休憩中に、西銘委員長から執行部に対し、条例改正の場合、期末手当や退職金を入れることができるのか確認があった。）

**○西銘啓史郎委員長**　再開いたします。
宮里洋史委員。

**○宮里洋史委員**　先ほど否決と言いましたが、厳密には審査未了です。訂正します。

**○西銘啓史郎委員長**　ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**○西銘啓史郎委員長**　質疑なしと認めます。
以上で、乙第35号議案に対する質疑を終結いたします。
次に、乙第27号議案沖縄県人事委員会委員の選任についてを議題といたします。
ただいまの議案について、総務部長の説明を求めます。
武田真総務部長。

**○武田真総務部長**　乙第27号議案沖縄県人事委員会委員の選任について御説明いたします。
この議案は、沖縄県人事委員会委員１人が令和８年９月28日に任期満了するので、その後任を選任するため、地方公務員法第９条の２第２項の規定によ

り議会の同意を求めるものであります。
提案に係る履歴を掲載した議案説明資料履歴書の３ページ及び４ページも参考に御覧ください。
今回委員として提案した金城賢氏は、県の総務部財政統括監、知事公室長、環境部長を歴任するなど、行政施策を通じて、県民の福祉向上に取り組んでこられた実績があります。
また、令和５年から約２年間、沖縄県文化振興会理事長を務められ、その実績は高く評価されるなど、人格、識見とも優れており、人事委員会委員として適任であることから、議会の同意を得て、任命したいと考えております。
乙第27号議案の説明は以上でございます。
御審査のほど、よろしくお願い申し上げます。

**○西銘啓史郎委員長**　総務部長の説明は終わりました。
これより、乙第27号議案に対する質疑を行います。
質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**○西銘啓史郎委員長**　質疑なしと認めます。
以上で、乙第27号議案に対する質疑を終結いたします。
次に、乙第28号議案沖縄県収用委員会委員及び予備委員の任命についてを議題といたします。
ただいまの議案について、総務部長の説明を求めます。
武田真総務部長。

**○武田真総務部長**　乙第28号議案沖縄県収用委員会委員及び予備委員の任命について御説明いたします。
この議案は、沖縄県収用委員会委員２人が令和８年７月28日に任期満了するほか、予備委員１人が令和８年７月28日に辞職することに伴い、その後任を任命するため、土地収用法第52条第３項の規定により議会の同意を求めるものであります。提案に係る履歴を掲載した議案説明資料履歴書の５ページから10ページも参考に御覧ください。
５ページの仲里豪氏は再任、７ページの橋本典子氏は予備委員から委員となり、９ページの長尾大輔氏は新たに予備委員として提案するものです。３氏はいずれも弁護士として活躍され、法律に関し優れた経験と知識を有しており、

収用委員会委員及び予備委員として適任であることから、議会の同意を得て任命したいと考えております。

乙第28号議案の説明は以上です。

御審査のほど、よろしくお願いします。

**○西銘啓史郎委員長**　総務部長の説明は終わりました。

これより、乙第28号議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**○西銘啓史郎委員長**　質疑なしと認めます。

以上で、乙第28号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第29号議案沖縄県公安委員会委員の任命についてを議題といたします。

ただいまの議案について、総務部長の説明を求めます。

武田真総務部長。

**○武田真総務部長**　乙第29号議案沖縄県公安委員会委員の任命について御説明いたします。

この議案は、沖縄県公安委員会委員１人が令和８年７月28日に任期満了することに伴い、その後任を任命するため、警察法第39条第１項の規定により、議会の同意を求めるものであります。提案に係る履歴を掲載した議案説明資料履歴書の11ページから12ページを参考に御覧ください。

今回委員として提案しました植松孝則氏は、弁護士として法曹界で活躍されており、平成28年度に沖縄弁護士会副会長を務めるなど、法律に関し優れた経験と知識を有しております。

また、平成25年4月から平成30年12月の間、沖縄県情報公開審査会委員を務めたほか、令和５年から３年間、県の法律顧問を務めるなど、その実績と手腕は高く評価され、公安委員会委員として適任であることから、議会の同意を得て、任命したいと考えております。

乙第29号議案の説明は以上です。

御審査のほど、よろしくお願いします。

**○西銘啓史郎委員長**　総務部長の説明は終わりました。

これより、乙第29号議案に対する質疑を行います。
質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**○西銘啓史郎委員長**　質疑なしと認めます。
以上で、乙第29号議案に対する質疑を終結いたします。
次に、乙第30号議案沖縄県教育委員会委員の任命についてを議題といたします。
ただいまの議案について、総務部長の説明を求めます。
武田真総務部長。

**○武田真総務部長**　乙第30号議案沖縄県教育委員会委員の任命について御説明いたします。
この議案は、沖縄県教育委員会委員１人が、令和８年７月14日に任期満了することに伴い、その後任を任命するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第４条第２項の規定により議会の同意を求めるものであります。提案に係る履歴を掲載した議案説明資料履歴書の13ページから14ページも参考に御覧ください。
今回委員として提案しました大城進氏は、再任となります。同氏は、県立与勝高等学校校長や県立球陽高等学校校長などの要職を歴任し、長きにわたって学校現場や教育行政に携わっています。
また、令和４年７月には教育委員会委員に就任し、現在まで教育に対して深い関心と熱意をもって取り組まれてきたところであり、教育に関して高い識見を有するとともに、人格が高潔であり、教育委員会委員として適任であることから、議会の同意を得て、引き続き任命したいと考えております。
乙第30号の説明は以上です。
御審査のほど、よろしくお願いいたします。

**○西銘啓史郎委員長**　総務部長の説明は終わりました。
これより、乙第30号議案に対する質疑を行います。
質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**○西銘啓史郎委員長**　質疑なしと認めます。

以上で、第30号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第31号議案専決処分の承認についてを議題といたします。

ただいまの議案について総務部長の説明を求めます。

**○武田真総務部長**　乙第31号議案について御説明いたします。

この議案は、地方税法の一部が改正され、原則として令和８年４月１日から施行されることに伴い、沖縄県税条例の一部を改正し、同日から施行する必要があり、同条例の一部改正について令和８年３月31日に地方自治法第179条第１項の規定により専決処分したため、同条第３項の規定により議会に報告し、承認を求めるものであります。

改正の概要としては、１つ目に自動車税の環境性能割を廃止し、現行の種別割を自動車税とするほか、所要の規定を整備するものであります。

２つ目に、不動産取得税の免税点について、土地の取得にあっては、現行の10万円から16万円に、家屋の取得のうち、建築に係るものにあっては現行の23万円から66万円、その他のものにあっては現行の12万円から34万円に引き上げるものであります。

３つ目に、個人の県民税の住宅借入金等特別税額控除について、居住年が平成28年から令和７年までの各年である場合に係る控除限度額の計算上用いる所得税の課税所得金額等について、前年度の所得税に係る基礎控除の額から48万円を控除して得た額を加算するなど所要の措置を講ずるものであります。

４つ目に、不動産取得税の都市再生特別措置法に規定する認定事業者が認定計画に基づき取得する認定事業の用に供する不動産に係る課税標準の特例措置について、適用期限を令和11年３月31日まで延長するものであります。

５つ目に、軽油引取税の税額の特例措置を廃止するほか、所要の規定の整備を行うものであります。

この条例は令和８年４月１日から施行しております。

以上で、乙第31号議案の説明を終わります。

御審査のほど、よろしくお願い申し上げます。

**○西銘啓史郎委員長**　総務部長の説明は終わりました。

これより、乙第31号議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**○西銘啓史郎委員長**　質疑なしと認めます。

以上で、乙第31号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第32号議案専決処分の承認についてを議題といたします。

ただいまの議案について、総務部長の説明を求めます。

武田真総務部長。

**○武田真総務部長**　乙第32号議案専決処分の承認について御説明いたします。

この議案は、地方税法の一部が改正され、原則として令和８年４月１日から施行されることに伴い、アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の種別割の特例に関する条例の一部を改正し、同日から施行する必要があり、同条例の一部改正について、令和８年３月31日に地方自治法第179条第１項の規定により専決処分したため、同条第３項の規定により議会に報告し、承認を求めるものであります。

改正の概要としては、この条例の題名を改正するとともに、自動車税の種別割を自動車税とし、規定を整備するものであります。

この条例は、令和８年４月１日から施行しております。

以上で、乙第32号議案の説明を終わります。

御審査のほど、よろしくお願い申し上げます。

**○西銘啓史郎委員長**　総務部長の説明は終わりました。

これより、乙第32号議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

大田守委員。

**○大田守委員**　今回のアメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の種別割の特例に関する条例という形で、この改定という形になっているんですが、アメリカ軍の軍人・軍属の所有している自動車税は幾らでしょうか。

**○呉屋陽慈税務課長**　お答えいたします。

条例に基づいて、日米地位協定に基づく米軍構成員等が所有する自動車等に関する自動車税の特例の税率が定められていますが、税率については、普通乗

用車で排気量4.5リットル以下で１万9000円。排気量4.5リットル超で２万2000円。トラックが３万2000円。小型自動車については7500円ということで４種類の税率が定められております。

以上です。

**○大田守委員**　自動車税の税率なんですけれども、これは地位協定の中で、各県が、この特例の条例を決めることができるようになっているんですか。それとも国が決めた金額でしょうか。

**○呉屋陽慈税務課長**　米軍等の所有自動車に係る自動車税の税率については、日米地位協定に基づいて、日米合同委員会において合意された税率によって課税することとなっておりまして、各県、条例で定めているものと承知しております。

**○大田守委員**　そうであれば、米軍軍人・軍属の車両に対する税というのは、日本全国一緒と考えてよろしいでしょうか。

**○呉屋陽慈税務課長**　日米合同委員会において合意された税率で定められた税率で課税しているというふうに承知しております。

**○大田守委員**　これ私たちが自動車を持つと相当な金額ですよね。自家用車で４リットル以上4.5リットル以下で７万6500円、そして１リットル以下でも２万9500円、３リットル以下でも５万1000円、3.5リットル以下３リットル以上で５万8000円。

米軍さんのほうは、4.5リットルを超えるものが２万2000円で4.5リットル以下が一律に１万9000円。小型自動車であれば7500円という形で、相当大きな開きなんですよね。私たちのこの沖縄県に軍人・軍属の車両は何台ぐらいありますか。

**○呉屋陽慈税務課長**　米軍構成員等の自動車税について、令和８年度の課税台数は２万3336台となっております。課税額については３億2725万円ということになっております。

以上です。

**○大田守委員**　単純に２万3000台としても、沖縄県のほうで大体３万9000円

ぐらい、３万としても、それでも１万円以上の差が出るんですよね。２万3000円であれば、２億4000万。これぐらいの差が出るんですよね。沖縄の公道を走って、そのもとでもって公道を補修しないといけない。その税の平等性から考えると、私これおかしいと思うんですよね。やはりそこは、同じようにやるか。もしくは、私たち日本人も同じぐらいの額にするか。そうしないと、国の税率の規定としておかしいと思うんです。

食料品は全国一律です。誰が買おうが。米軍軍人・軍属が民間地域で買えば一緒です、みんな。そういったものも含めて考えていくと、やはりそこはですね、沖縄県から、声を出していったほうがいいと思うんですよね。多分軍人・軍属の車両は沖縄県は一番多いと思います。だからそれこそ、私は沖縄県がしっかりと物申す。これをやるべきだと思っています。これに対しては、部長。いかがでしょうか。

**○呉屋陽慈税務課長**　お答えします。

まず自動車税の税率については、米軍構成員等の動産の保有については、我が国の租税を免除されております。一方で、車両による道路の使用については、租税の免除義務を定めているものではないということで、財産課税と道路損傷負担金の部分の２つのうち道路損傷負担金について税率を定めているということで、この部分について、日米合同委員会の協議によって明確にするということで具体的な税率を定めているものと承知しております。

この税率についてはですね、平成11年度に平均15.4％引き上げられたという経緯もあるんですけれども、やはり一般の民間車両と比較して低い税率ということは承知しております。

そこで、我々としても、毎年８月ごろに開催される渉外関係主要都道府県連絡協議会、渉外知事会において、米軍構成員等の所有車両に対する自動車税、それから軽自動車税の優遇制度を是正することを、国に要望しているところです。

また、軍転協においても、日米地位協定の抜本的な見直し項目の中で、この米軍車両について、同じ税率で課税すると改正する旨を明記することを毎年、国に要請しているところです。

以上です。

**○大田守委員**　その観点からいけば、道路の破損に関しては平等だということになりますけれども、動産を所有するという観点から見れば、やはりこれおかしいと。軍人・軍属の車が全部米軍基地内に置いてあるかといえば、そうとは

限りませんよね。民間地区のほうが多いと思うんです。そういうのも含めて、やはりしっかりとこれはやっていかないといけないと思っています。

**○呉屋陽慈税務課長**　今後も実態把握に努めながら、国に対して要請していきたいと考えております。

以上です。

**○西銘啓史郎委員長**　ほかに質疑はありませんか。

玉城健一郎委員。

**○玉城健一郎委員**　今、大田委員の質疑に関連してなんですけれども、この米軍に適用されている自動車税額と県民の自動車税額に差がありますけれども、実際に県民と同じ額の自動車税が適用された場合、どれだけの税収があるのか、この逸失している税金はどれぐらいあるのか。

**○呉屋陽慈税務課長**　お答えします。

先ほど御説明いたしましたが、令和８年度は課税額が３億2725万円となっておりますが、これを民間というか、我々の通常の税率に換算して試算いたしますと、９億3162万円ということで、その差額は６億437万円となっております。

**○玉城健一郎委員**　ありがとうございます。

この自動車税というのは全部地方税だから県のほうに入ってくると思うんですけれども、これだけのこの逸失しているものというのはやはりちょっと重く考えて、やはり適用してほしいですし、また今、為替の影響とかで考えてみると、日本の円というのはドルに比べて、６割ぐらいの価値しか今ない状況でありますから、そういったところをしっかり、税を適用させるというところはやっていただきたいと思います。

以上です。

**○西銘啓史郎委員長**　ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**○西銘啓史郎委員長**　質疑なしと認めます。

以上で、乙第32号議案に対する質疑を終結いたします。
次に、乙第33号議案専決処分の承認についてを議題といたします。
ただいまの議案について、総務部長の説明を求めます。
武田真総務部長。

**○武田真総務部長**　乙第33号議案専決処分の承認について御説明いたします。
この議案は、地方再生法第17条の６の地方公共団体等を定める省令の一部が改正され、令和８年４月１日から施行されることに伴い、適用期限を延長する必要があり、沖縄県税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部改正について、令和８年３月31日に、地方自治法第179条第１項の規定により、専決処分したため、同条第３項の規定により議会に報告し、承認を求めるものであります。
改正の概要としては、地域再生法の規定による認定を受けた地域再生計画に記載されている地方活力向上地域における事業税等に係る課税免除の適用について、その期限を令和10年３月31日まで延長するものであります。
この条例は、令和８年４月１日から施行しております。
以上で、乙第33号議案の説明を終わります。
御審査のほど、よろしくお願い申し上げます。

**○西銘啓史郎委員長**　総務部長の説明は終わりました。
これより、乙第33号議案に対する質疑を行います。
質疑はありませんか。
島尻忠明委員。

**○島尻忠明委員**　この適用地域と期間、この制度を受けた自治体がありましたら教えてください。

**○呉屋陽慈税務課長**　お答えします。
地方活力向上地域については、事業の対象となる地域として浦添市、名護市、糸満市、沖縄市、うるま市、恩納村、南風原町、八重瀬町の一部地域となっております。
また、実績については、地方活力向上地域における実績で、不均一課税として、令和５年度に糸満市において、不動産取得税370万円の１件となっております。

以上です。

**○島尻忠明委員**　どういう目的でどういう効果があるということでこれが定められておりますか。その説明をお願いします。

**○呉屋陽慈税務課長**　お答えします。

地域再生法に基づいて、県が地域再生計画を定めている地域活力向上地域において、認定を受けた事業者が、その認定を受けた日から３年以内に建物等新設した場合に、事業税や不動産取得税について課税免除を、または不均一課税を行うものですが、これは例えば東京23区にある本社機能を移転するとか、地方の活力向上に資するものだと承知しております。

以上です。

**○島尻忠明委員**　多分これ平成30年ぐらいからかな、この法律やっているんですけれど。浦添市もあったんですけれど、なかなか適用というか、運用が厳しいんですよね。本店を移転したりとか、いろいろありますけれど。議案の説明に来たときもお話をさせていただいたんですけれど。沖振法とのいろいろな絡みもあると思うんですけれど、この対象地域も指定されているんですけれど、なかなか運用がうまくいかないというか扱いづらいんですよ、正直な話。

ちょっとその辺も含めて考え直すという、ここにまた新たにとかですね。そういうものはないのかなというふうに思って、質疑をいたしておりますけれど、いかがですか。

**○宮城康一郎企業立地推進課主幹**　お答えします。

この制度は全国制度であって、なかなか県で認定要件とか、変えることがちょっと難しいというふうには考えております。

一方で沖縄県のほうには沖振法に基づく税制特例制度がありまして、投資内容にもよりますけれど、規模要件である投資の下限額とかは、本制度よりも低く設定されていたりしておりますので、いずれにしましても投資内容に応じて、企業が活用しやすい制度を選択できるように、この税制特例制度も含めて周知していきたいと思っています。

以上です。

**○島尻忠明委員**　ぜひ、考えていただいて、対象地域も綱がある以上は、その辺努力はするんですけれど、なかなか中身を見たら、運用が厳しいんですよ。

多分皆さんもよく分かると思いますので。ただ、実際、自治体が運用できるような内容にも考えていただきたいと思いますので、ぜひその辺を一考していただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

**○西銘啓史郎委員長**　ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**○西銘啓史郎委員長**　質疑なしと認めます。

以上で、乙第33号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第34号議案専決処分の承認についてを議題といたします。

ただいまの議案について総務部長の説明を求めます。

武田真総務部長。

**○武田真総務部長**　乙第34号議案専決処分の承認について御説明いたします。

この議案は、県が所有する土地について、相手方が時効取得を原因とする所有権移転登記手続をするよう求めた事件について、令和８年３月25日に、争っている土地３筆中２筆について相手方の主張を認める判決が言い渡されたため、これを不服として控訴するに当たり、判決から２週間の控訴期限までに議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであったため、地方自治法第179条第１項の規定により専決処分したため、同条第３項の規定により議会に報告し、承認を求めるものであります。

以上で、乙第34号議案の説明を終わります。

御審査のほど、よろしくお願い申し上げます。

**○西銘啓史郎委員長**　総務部長の説明は終わりました。

これより、乙第34号議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**○西銘啓史郎委員長**　質疑なしと認めます。

以上で、乙第34号議案に対する質疑を終結いたします。

休憩いたします。

（休憩中に、補助答弁者の入替え）

**○西銘啓史郎委員長**　再開いたします。

次に、総務部関係の陳情令和７年第66号外９件を議題といたします。

ただいまの陳情について、総務部長の説明を求めます。

なお、継続の陳情については、前定例会の処理方針等に変更があった部分についてのみ説明をお願いいたします。

武田真総務部長。

**○武田真総務部長**　それでは、総務部関係の陳情について、処理概要を御説明いたします。

ただいま通知しております総務企画委員会陳情説明資料の２ページにあります陳情一覧表を御覧ください。

総務関係の陳情は、継続７件、新規３件となっております。

継続陳情７件につきましては、前議会における処理概要と同様の処理概要となっておりますので、説明を省略させていただきます。

新規陳情３件については、陳情の処理概要を読み上げて説明とさせていただきます。

26ページ６行目を御覧ください。

令和８年陳情第21号政党機関紙の庁舎内勧誘行為に関する早期の実態把握と再発防止を求める陳情。

28ページ３行目を御覧ください。

当該陳情につきましては、陳情令和７年137号事項２及び３についてと同じですので、説明は省略いたします。

29ページ６行目を御覧ください。

令和８年陳情第47号令和８年度離島・過疎地域振興に関する要望事項に関する陳情、16行目を御覧ください。

当該陳情事項４については、陳情令和７年71号と同じですので、説明は省略いたします。

31ページ６行目を御覧ください。

令和８年陳情第70号宿泊税に関する陳情。

32ページ３行目を御覧ください。

当該陳情事項１について、租税の基本原則に公平の原則があります。

課税免除は、税負担の公平と、課税しないことによる社会一般の利益とを比較検討し、公益上の事由がある場合に行うことができるとされております。

その判断に当たっては、税法上限定的に解釈されていることから、慎重に検討する必要があります。

観光目的税制度の導入施行に関する検討委員会では、県民の課税免除を求める意見がある一方で、県民と県民以外の観光客を区別することは、税の公平性や法の下の平等に反するおそれがあるとの指摘がありました。

現段階では、税の公平性の観点を上回る、県民の課税免除による公益上の事由を整理することは難しいと考えております。

そのため、検討委員会において、修学旅行生及びその引率者を課税免除とすることで意見が取りまとめられたところです。

これを受けて、県では、令和６年度、沖縄県法定外目的税制度協議会を開催し、制度設計素案を取りまとめてきました。

しかしながら、離島住民を宿泊税の課税対象外とするよう離島市町村議会からの要請や県議会からの質疑があり、この解決に向け、離島住民の課税対象外、または課税免除のほか住民の税負担の軽減措置等を検討するため、学識経験者との意見交換、先進地調査、総務省との調整を行ってまいりました。

その結果、離島住民、県民を課税対象外とすること、又は、一律課税免除とすることについては困難との結論に至りました。

そのため、次の２点を離島住民の税負担軽減措置と整理し、令和７年９月議会で条例を可決していただいたので、正式に総務大臣の協議を進めた結果、令和８年２月13日に総務大臣同意を得たところであります。

（１）離島住民から要望の強い部活動など教育活動に伴う宿泊については、県と導入予定５市町村ともに課税免除とすること。

（２）離島から要望の強い通院に係る宿泊及び部活動など教育活動に伴う宿泊については、離島市町村の理解のもと連携し、現行事業の拡充に取り組むこと。

今後は、令和９年２月１日の施行に向け、関係市町村や宿泊事業者と連携しながら、準備を進め、世界から選ばれる持続可能な観光地づくり・沖縄の実現に向け、取り組んでまいります。

当該陳情事項２について。

宿泊税の税率については、検討委員会において定率の導入で意見がまとまったこと、また、県としては、定率の場合、全ての宿泊者の負担が同一となり負担の公平性がより担保されること等を踏まえ、観光施策の実施に必要な財源を確保するために、年間宿泊者数、修学旅行者数等や徴税費を考慮した上で定率

２％と設定したものであります。

当該陳情事項３について。

宿泊料金が一定金額以下の場合に課税しない免税点の設定については、導入５市町村、観光業界との意見交換やアンケート結果等を踏まえ、整理に一定の期間を要することから、制度導入時においては、見送ることとしております。

今後、納税者の担税力や徴税コストとのバランスによる費用対効果を考慮し、税条例導入後のデータ等を踏まえ、制度全体の見直しと併せて制度施行の３年後の見直し時期に改めて検討することとしております。

以上、総務部関係の陳情に係る処理概要について御説明いたしました。

よろしくお願いいたします。

**○西銘啓史郎委員長**　総務部長の説明は終わりました。

これより陳情に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**○西銘啓史郎委員長**　質疑なしと認めます。

以上で、総務関係の陳情に対する質疑を終結いたします。

休憩いたします。

（休憩中に、執行部退席）

**○西銘啓史郎委員長**　再開いたします。

以上で、予定の議題は全て終了いたしました。

次回は、７月６日月曜日午前10時から委員会を開きます。

委員の皆さん、大変御苦労さまでした。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第27条第１項の規定によりここに署名する。

委　員　長　　西　銘　啓史郎